第百四十三回国会　衆議院　金融安定化に関する特別委員会議録　第九号

平成十年九月四日（金曜日）

午前十時一分開議

出席委員

委員長　相沢　英之君

理事　石原　伸晃君　理事　藤井　孝男君

理事　村田　吉隆君　理事　保岡　興治君

理事　山本　有二君　理事　池田　元久君

理事　中野　寛成君　理事　坂口　力君

谷口　隆義君　伊藤　達也君

愛知　和男君　飯島　忠義君

伊吹　文明君　大野　松茂君

江渡　聡徳君　金田　英行君

大野　功統君　倉成　正和君

岸田　文雄君　佐藤　勉君

佐田玄一郎君　滝　実君

砂田　圭佑君　中谷　元君

津島　雄二君　萩野　浩基君

能勢　和子君　望月　義夫君

蓮実　進君　吉田六左エ門君

山本　幸三君　上田　清司君

渡辺　喜美君　岡田　克也君

枝野　幸男君　北村　哲男君

海江田万里君　古川　元久君

仙谷　由人君　上田　勇君

石井　啓一君　中野　清君

大口　善徳君　西川太一郎君

鈴木　淑夫君　木島日出夫君

西田　猛君　春名　貞章君

佐々木憲昭君　笹木　竜三君

濱田　健一君

出席国務大臣

大蔵大臣　宮澤　喜一君

国務大臣（内閣官房長官）　野中　広務君

国務大臣　柳沢　伯夫君

出席政府委員

内閣審議官　白須　光美君

経済企画庁調整局長　河出　英治君

国土庁防災局長　林　桂一君

金融監督庁長官　日野　正晴君

金融監督庁検査部長　五味　廣文君

金融監督庁監督部長　乾　文男君

大蔵大臣官房総務審議官　武藤　敏郎君

大蔵省金融企画局長　伏屋　和彦君

農林水産省経済局長　竹中　美晴君

委員外の出席者

議員　池田　元久君

議員　枝野　幸男君

議員　古川　元久君

議員　石井　啓一君

議員　鈴木　淑夫君

議員　谷口　隆義君

衆議院法制局第二部長　窪田　勝弘君

参考人（預金保険機構理事長）　松田　昇君

参考人（日本銀行総裁）　速水　優君

衆議院調査局金融安定化に関する特別調査室長　藤井　保憲君

委員の異動

九月四日

辞任　河村　建夫君

補欠選任　能勢　和子君

砂田　圭佑君　飯島　忠義君

宮本　一三君　佐藤　勉君

山本　公一君　望月　義夫君

西川　知雄君　中野　清君

同日

辞任　飯島　忠義君　補欠選任　砂田　圭佑君

佐藤　勉君　萩野　浩基君

能勢　和子君　河村　建夫君

望月　義夫君　岸田　文雄君

中野　清君　西川　知雄君

同日

辞任　岸田　文雄君　補欠選任　山本　公一君

萩野　浩基君　宮本　一三君

九月四日

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（菅直人君外十二名提出、衆法第五号）

金融再生委員会設置法案（菅直人君外十二名提出、衆法第六号）

預金保険法の一部を改正する法律案（菅直人君外十二名提出、衆法第七号）

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の整備に関する法律案（菅直人君外十二名提出、衆法第八号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案（内閣提出第一号）

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

債権管理回収業に関する特別措置法案（保岡興治君外三名提出、衆法第一号）

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（保岡興治君外二名提出、衆法第二号）

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（保岡興治君外四名提出、衆法第三号）

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（保岡興治君外四名提出、衆法第四号）

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（菅直人君外十二名提出、衆法第五号）

金融再生委員会設置法案（菅直人君外十二名提出、衆法第六号）

預金保険法の一部を改正する法律案（菅直人君外十二名提出、衆法第七号）

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（菅直人君外十二名提出、衆法第八号）

○相沢委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案並びに保岡興治君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法案及び金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案並びに保岡興治君外四名提出、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案の各案を一括して議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相沢委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○相沢委員長　質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺喜美君。

○渡辺(喜)委員　今、金融の世界では激甚災害とも言える状況が続いております。時代の変わり目には天変地異が続発をすると言われておりますけれども、昨日も岩手で震度六を超える大地震がございました。被災をされた皆様には心からお見舞いを申し上げます。

私の地元も、一週間前でありますけれども、想像を絶する大雨が降りました。たった三日間で一年間に降る雨の三分の二ぐらいが降っちゃった。私は、子供のころから、川というものは何万年もかかってできるんだろうと思っていたんですね。しかし、川というものはたった一晩でできるものだということがわかったんです。

私は、この委員会を休ませていただきまして、つぶさに現地を見てまいりました。私にとって救いだったことは、被災をされた皆様の中に、本当にショックで茫然自失をしておられる方々もいるし、子供さんもいらっしゃったのでございますが、不思議に明るさがあったなという気がいたしました。

一つには、大災害の中で九死に一生を取りとめた、激流に流されそうになったけれども何とか竹やぶにつかまって生き延びたとか、あるいは救助のヘリが来てくれて救われた、そういう方々に何人もお会いをしました。本当に命が助かってよかったな、そういう思いが一つだったと思います。

それから、被災をした後、まずは自分の力で泥だらけになった家や田畑をとにかくもとどおりにしよう、そういう自助の精神がありました。しかし、それだけではどうにもなりませんので、隣組の人やあるいはボランティアの人たちが助けに来てくれた、そういう思いもあったと思います。

そして、何よりも、自分の力や町の力ではどうにもならない、しかしいち早く総理大臣初めこの日本国政府が動いてくれた、そういう安心感だったろうと思います。

総理にも、雨が降っているその途中から、この国会、この委員会の席上、政府としてできることは何でもやりますというお言葉をいただきました。総理にも本当に生々しい現場を視察をしてもらいました。牛の死体がごろんと転がっているような、総理にとっては本当に悪夢のような現場も見てもらいました。柳沢長官にも見ていただきました。

長官、どうですか、こういう非常事態にあって、例えば激甚災害制度というものを適用できるものなのかどうか、長官の政治家としてのお考えをお聞きさせていただきたいと思います。

○柳沢国務大臣　先生の地元を含む栃木、福島、それからその前の新潟、今回の異常気象を起因と考えていいと思うんですけれども、全く予想を超えるような豪雨の災害に見舞われまして、多数の犠牲者の方も出てしまったということで、心からお悔やみを申し、また、現在なお行方不明の方もいらっしゃいますので、その方々の御生存を心からお祈りしたい、また、被災を受けられた方々全体に対して心からお見舞いをまず冒頭申し上げておきます。

そこで、御指摘の激甚災害の指定の問題でございますけれども、これはもう先生御承知のとおり、公共施設等については、被災額とそれぞれの財政力、それを賄うというか、そこに充てる財政の力がどのくらいあるかということで、なお一層の補助が必要というときに激甚災害の指定をするということであり、また、農地と農業施設については、これは農業所得との比較においてその要否を決めていく、こういう制度になっておるわけであります。

そこで、今回の豪雨が大変大規模というか非常に強いものでございましたものですから、関係の役所で鋭意検討をいたしておりますけれども、公共土木施設については、今先生おっしゃったようにまさに被害の程度というのは非常にひどいんですが、局地的に限定されて災害が発生したということがございまして、いわゆる専門家の言葉で言うと本激と申しますか、本来の伊勢湾台風のごとき激甚災ということにはなかなか当てはまってこないけれども、それぞれの市町村単位で考える局地激甚災害の指定ということについては、市町村によってはもうこれはほぼ当てはまるではないかというような展望が現在見えてきておるということでございます。これについては、早急にという地元の被災者の方々、また関係地方公共団体の方々の御要望もございますので、十二月ぐらいをめどに何とかこの指定ということの判定をいたしてまいりたいというふうに考えております。

他方、農地及び農業施設につきましては、これは農業所得との関係ということでございますので、これは橋が流されたとかそういうことではありませんで、農地あるいは農業施設はかなり広範囲に傷んでおる、傷められたというようなこともありまして、いわゆる本激の指定の可能性もなきにしもあらずという展望でございますが、少なくとも局地激甚災害の指定というものはいたさなければならないのではないか。この方は十一年の一月をめどにそういう手続が進められるのではないか、このような展望を持っております。

いずれにしても、政府はできるだけ早急にこの指定が可能なところについては指定をしてまいりたい、このように考えていることをお答え申し上げておきます。

○渡辺(喜)委員　ありがとうございます。

こういった危機対応の一つの要諦はスピードでございます。どうぞスピードを持って政治家としての御判断をしていただきますよう改めてお願いを申し上げます。その際は、大蔵大臣、お金が必要でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

金融や経済の世界でも今グローバルな形で激甚災害が起こっている、私はそう認識をいたしております。きのうですか、ルーブルが何と四割以上も下がってしまった。結局、三年ほど前から始まったドル高政策といったことに限界が来ているのではないか、そういう思いがいたします。

大蔵大臣は、今週末サンフランシスコに行かれて、そういったことを率直にルービン長官とお話をされることと思いますが、本当に大破局を招きかねないような、その入り口に差しかかってしまっているんだという危惧を私は抱いているのでございます。また、世界的な景気も後退をしているという状況にございます。

最近、本屋さんに行きますと、こういう「大恐慌型不況」という本が横積みになって並んでおります。佗美光彦さんですか、マル経の先生かもしれませんけれども、大変おもしろい本でございます。

昨年の十一月から、日本の経済も金融のパニックに伴っていよいよ生産縮小が起こってきた、とんでもない事態に入りつつあるなという気がいたします。そういたしますと、どんなにうまく政府が景気対策をやったとしても、一年後には失業者は五百万人ぐらいになっているかもしれない。そして、こういう大恐慌型のシナリオに突入をしていくと、恐らく失業者の数は四人に一人、つまり一千七百万人とか、そういうレベルに達するかもしれない、そんな状況であろうかと思います。

冷戦崩壊後、世界が市場主義、フリー、フェア、グローバル、こういった形で進んできているのでありますけれども、市場というのは、釈迦に説法でありますが、時に不安心理に駆られたり、あるいはある種の欲望が肥大化をして、機能不全に陥ることがあります。そういうときには、では一体市場にすべてを任せていいのかというと、こ

れは危機管理の世界でありますから、まさに政府がきちんとこの危機対応をやらなければいけない、そういうことなんだろうと思うのですね。

残念ながら、日本では、この金融の危機管理に当たるべき金融当局が、行政改革やあるいはさまざまなスキャンダルに見舞われて機能不全になってしまった。マーケットが機能不全である上に政府も機能不全になってしまったら、これはもう話にならぬ。そういう状況が、ついこの間まで続いておったのではないでしょうか。

ですから、せっかく平成の高橋是清という形で宮澤総理が再登板をされたわけでありますから、ぜひ危機回避策、何とか大恐慌を回避する方策をとっていただきたいのであります。もう一回金融のパニック、心筋梗塞が起こると、これはもういよいよ本格的な産業恐慌、これに突入してもおかしくはない、まさにそういう状況であろうと思います。

私は、皆さんのお手元に一つの頭ごなし、ブレーンストーミングでありますけれども、アメリカにおける銀行破綻処理の流れという紙をお配りをしておきました。

御案内のように、アメリカの破綻処理の大原則というのは、いかに納税者のコストを下げるか、そして、それ以外にほかにとり得る手段がない、そういったことが原則になっております。

二通りのやり方がありまして、一つは、銀行を閉鎖する、破綻後処理というやつですね。シャッターを閉めて銀行の破綻処理をやっていく。そういう中にいろいろな試みがあるのでありますけれども、例えばペイオフあるいは預金の全額保護、あるいはほかの銀行に預金保険のくっついている預金を移転をするやり方、あるいは丸ごと受け皿銀行に資産と負債を継承するやり方、そして一番最後にブリッジバンク、こういうクローズドバンクの方式があるわけですね。それで、この中で恐らく納税者のコストが低いであろうと思われるのは、ブリッジバンク方式かもしれません。

一方、そういうクローズドバンク方式とは違う、銀行のシャッターを閉めないやり方、最近の日本のマスコミの言葉でいえば破綻前処理というやり方がございます。これは、コンチネンタル・イリノイ銀行のあのときの失敗の教訓に学んで、システミックリスク原則という原則をアメリカでは打ち立てました。つまり、例外的に、システミックリスクが発生をしそうなときには、国家が危機管理として何でもできる、早い話がそういうことですよ。

ですから、アメリカでは、このシステミックリスク原則はまだ発動されたことはありませんけれども、我が国においては去年の十一月から、まさにこのシステミックリスク原則を発動せざるを得ないような状況がずっと続いてきてしまった、そういうことであろうと思います。

そこで、我々は去年の十二月、金融危機管理勘定の十三兆円、こういうものを党でこしらえて、政府提案の法律として通常国会を通していただきました。それに基づいてこの三月に資本注入をやったのでありますけれども、これが非常にピンぼけであった。なぜピンぼけになってしまったんだ、その反省を我々はしておかなければいけないと思います。

その一つは、原価法を採用する、要するに、株の含み損を表に出さなくていいですよと。日本の銀行は、これは株の持ち合いの中心になっておりますから、株価に左右されることのないような、そういう会計制度がいいんだろうという一種の苦肉の策だったのでありますけれども、結局原価法を採用して強い自己資本、ティア1の方を守り、そうするとティア2、弱い自己資本の方がぼこんとへっこむわけですから、そこを劣後債で穴埋めをする、そういう資本注入がやられてしまったのではないか。

どうですか、大臣、大蔵大臣だけで結構でありますけれども、原価法適用というのは、今さら変えようがありませんけれども、正しかったでしょうか。

○宮澤国務大臣　現在動いておりますシステムにつきましては、渡辺議員が自民党におきましてその案づくりに大変な御貢献をいただきましたのでよく御存じのことでございますが、今の原価法の問題、あの段階において、非常に貸し渋りがきつくなっております中で株式価格が下降傾向にございましたので、金融機関は自分の持っております株を売って益出しをする、益出しをすることによって買い戻しますと簿価が非常に高くなる、そういうことの循環を実はやっておりまして、いわば自分の首を絞めるようなことをやっておりましたので、正直を言って、苦肉の策とおっしゃいましたが、そういう言葉が恐らく該当いたしますでしょう、このお互いが首を絞めるような状況を見ておりまして、行政としては原価法ということを、商法のこともございますので、それと低価法との選択を与えた、こういう経緯であったと思います。

○渡辺(喜)委員　そういう非常に不幸なスタートがあったのではないかと私は思うのでございます。

また、実務上も、この優先株という制度が非常に新しい制度でありますから、例えば普通株と優先株主とのいわばギャップですね、これがどの程度だったら認められるかという実務上の問題点などもあったりして、横並び劣後債の注入というピンぼけなところに行ってしまった結果、貸し渋り対策にもならないし、不良債権の処理を加速することにもならなかったということがあったのではなかろうかと思うのです。

そして、この資本注入の審査をする危機管理審査会、これを、新しい日銀法と同様、日銀の政策委員会と同じように多数決でいいんじゃないかと我々は考えたわけです。というのは、これはいずれ議事録が公開をされて、歴史の批判にさらされることになるわけでありますから、別に反対をされる方がいてもいいんじゃないか、我々はそう考えたのでございます。

ところが、ある独禁法に詳しい大御所がおられて、この方が、公正取引委員会と同じように全会一致制にしたらどうか、そういう御意見を御開陳されて、そのとおりに決まった経緯もあるのでありますけれども、全会一致ということになりますと、これはなかなか反対しにくいのですね。

きょうも、佐々波先生、扁桃腺はらしてお休みでございますけれども、そのあたりはどうなんでしょうか、大臣。全会一致制が正しいのか、あるいは反対する人がいてもいいじゃないか、そのあたり、お考え、お聞かせいただけますでしょうか。

○宮澤国務大臣　今渡辺委員の御指摘になりました、この全会一致になりました自民党内の議論の経緯は、私も存じております。

この危機管理審査委員会の問題につきましては、一つは国会承認人事にするということが加わり、またもう一つは全会一致ということが加わりまして、当初の案とはその二点がつけ加わったわけであります。これは自民党内にも、あるいは各党ももちろんでしたが、与党と言われる方々ももちろんでしたが、いかにもこれは重大なことであるので、普通の多数決というようなことではどうであろうか、そこは重くした方がいい、そういうふうに考えられたようなのですが、国会承認人事にせよというのも、そのような御意向でありました。

したがって、この議決事項のうち、優先株等の引き受けあるいは審査基準の作成等々、重要事項につきまして全会一致といたしまして、そうでないものは出席委員の過半数、こういうことに決められておりまして、立法者の意思は、むしろ非常に大事な出来事であるので手続を重くすべきだ、こういうお考えのようでございます。

渡辺委員の言われますのは、いや、むしろ記録が残るのであるから、これは反対の人は反対を表明された方がいい、全会一致にするとかえってそういうチャンスがなくなるんだと。これも一つのお考えと私は思いますが、当時、立法の経緯は、この決定を非常に重いものにしておこう、こういう経緯であったように思います。

○渡辺(喜)委員　とにかく、この十三兆の危機管理勘定というのはまさに危機対応なんですね。危機が目前にあるときにこれが使えないということほど愚かしいことはないと私は思うのであります。ですから、正しい資本注入のやり方、これを我々はもう一度考え直すべきではなかろうか、こう思うのであります。

要するに、危機管理勘定をつくるときに、健全行でないと使えないんだ、そういうレトリックを使ってしまったのですよ。それは貸し渋り対策ということが念頭にあったものですからね。要するに、健全行から手を挙げてもらわないと、だめ銀行が手を挙げると取りつけが起こってしまうじゃないか、そういう心配があって、健全行から、こういう話だったのが、いつの間にか健全行でないと使えないんだ、そういうレトリックにすりかわってしまった、非常に不幸な経緯があるのです。

ですから、こういうあほみたいなレトリックはもう使う必要はないんじゃないか、そう私は思うのでございます。経営が著しく悪化していない銀行なんというレトリックは、どうですか、こんなの取っ払っちゃったらいいんじゃないですか。大蔵大臣、いかがでしょう。

○宮澤国務大臣　審査基準の基本は法律に書いてございますし、なお、その法律に基づいて審査委員会が基準をつくられたわけであります。

今渡辺委員のおっしゃいましたような経緯も確かにないわけではございませんでした。それは、私もそういう見方はわからないでもございませんが、まあ恐らくこの審査基準が非常に適当でないということになりますと、もとは法律の問題になりますが、いや、法律の枠内でもなお改められるところがあり、改めるべきだとお考えになりましたら、金融危機管理審査委員会がひとつそれをお考えになることになるのではないかと思っています。

○渡辺(喜)委員　とにかく、我々は歴史の教訓というものをよくもう一回振り返ってみる必要があると思うのですね。野党の皆さんも大変立派な御提案をされたわけでございます。ですから、これは何とかこの国会で与野党の一致点を見つけ出さなければならない。歴史が再び繰り返すことがあってはならないと私は強く思うのでございます。

そういうときに、野党の皆さんの中からも大変いい御提案が出ております。

例えば、平和・改革の平田米男議員からは、「金融システム崩壊回避の方策」として、非常に具体的な提案がございます。まず、金融監督庁の基準に従って、分類債権を適正に引き当てをする。そうした上で、八％以下の銀行はみずからの判断で増資をするかあるいは四％銀行になるか、二％以下の銀行はみずからの判断で合併先を見つけるかあるいは破綻処理手続に入るかを決定する。そして、きちんと自己資本を総動員して不良債権処理を、引き当てをした上で、必要な自己資本は資本注入、これは普通株ということになっておりますが、普通株だと経営権を国家が取得する、要するに、経営に失敗した銀行をどんどん国有化しちゃえ、こういう話であって、これは私は非常に合理的な話だと思うのですね。

要するに、市場で経営に失敗をしたわけでありますから、それを国有化するのは、ある意味では危機回避の策としては当たり前のことなんですね。ですから、こういう提案は、我々もこれを真剣に考えていく必要があると思いますが、大蔵大臣、いかがでございましょうか。

○宮澤国務大臣　その御提案は私も拝読をいたしまして、確かに非常に示唆に富んだ御提案であるというふうに考えております。

もともと、何度も申し上げておりますとおり、今、いわゆる全体のトータルプランにおきましては、政府も御提案を申し上げておりますし、また今までやってまいったこともいろいろございますが、各党で御協議の上、このようなベターな方策があるというふうな結論を出していただきますれば、政府としては喜んでそれに従いたい。決して、私どもの御提案、私どものやってまいったこと全部がベストであるというふうには思っておりませんので、いろいろなサジェスチョンに対しましては十分柔軟に対応させていただくつもりでございます。

○渡辺(喜)委員　とにかく、この目前に迫った危機を、我々政治家は、それぞれの政治的立場、政治的思惑を超えて危機回避をやっていくことが必要であろうと思います。

どうぞ金融当局におかれましては、早期是正措置というこの道具があるわけですから、金融監督庁がきちっと検査をやって、適正に引き当てをやってもらい、へこんだ自己資本がある銀行が出てきたら、これはもう早期是正の発動をやって、増資の命令を出す、それくらいやらないと、余りにもピンぼけ銀行経営者が多い中では、私は非常に心配なんです。どうぞよろしくお願いをいたします。

○相沢委員長　これにて渡辺君の質疑は終了いたしました。

次に、上田清司君。

○上田(清)委員　民主党の上田清司でございます。

今、最後の渡辺議員のくだりは私も最も賛成するところであります。どうぞ監督庁長官は大いなる決断のもとにきちっとした対応をしていただきたいというふうに冒頭から申し上げます。

まず、佐々波委員長を参考人として要請をしておりましたが、先ほど委員部の方からお聞きしましたら病気だということでございますが、健康のことはこちらから申し上げるわけにいきませんが、この委員会の重要性、また佐々波委員長の置かれた重要な立場、そういうことを考えれば、医師の診断書を提出してきちんとお休みになることがしかるべきだというふうに私は思いますので、委員長、これはやはり佐々波委員長の見識を問われますので、ぜひ委員長からそうした旨の申し入れがあったということをお伝えしていただきたいということをまず冒頭にお願いしたいと思います。

○相沢委員長　はい、わかりました。

○上田(清)委員　そこでお伺いしますが、松田理事長、委員長代理というのはおられるのですか。

○松田参考人　お答えいたします。

三名の審議委員が構成メンバーになっております、民間から来られた方。それで、三名の審議委員の中から委員長を選ぶという法律の決まりになっておりまして、佐々波委員長が選出されておりますけれども、委員長に事故あるときというか、何か支障がある場合には委員長を代理するということで、小堀先生がその役と決まっております。

○上田(清)委員　そういうことであれば、代理の方が御出席するのが筋かなというふうにまず申し上げたいと思います。

それでは、大蔵大臣、連日お疲れさまでございます。

私、ずっと本会議、予算委員会の質疑録をつぶさに検討させていただきましたところ、八月十日の本会議で、神崎平和・改革代表の代表質問の中で、大蔵大臣は「これまでと同様、破綻した金融機関の経営者の退任及び法律に基づく民事、刑事上の責任を厳格に追及する方針」ですと。これまでと同様と。

一昨日、おとといですね、上田勇議員から法務大臣に、責任追及についてどのようになっているかという詳しい御質疑がございました。私も週日の予算委員会で大臣に御存じですかと言ったら、詳細は聞いておりません、知りませんと言っておられましたが、しかし、八月十日の本会議では、これまでと同様、法律に基づく民事、刑事上の責任を厳格に追及する方針ですということを言っておられるところを見ると、承知しておられるのかなというふうに意地悪な質問をしておりますが、これまでと同様というふうに言っておられる以上、これは八月十日の衆議院本会議の質疑録でございます、余り私は質問通告しておりませんの

で、申しわけありません、大臣、出てないかもしれません。数字として必要な部分は申し上げておりますが、議論として必要なところでは余り通告をしないことにしておりますので、お許しをいただきたいと思いますが。

それで、これまで同様というふうに大臣は本会議でも述べておられます。責任追及に関しては厳格に追及していく、これまでと。私は余りこれまでやってないのじゃないかというふうに思っているのですが、大臣は、これまでというのはどれまでやってこられたのでしょうか。

○宮澤国務大臣　せんだってこの委員会でも、これは政府委員から御報告があったところでございますけれども、刑事責任の追及につきましては、平成三年以来この平成十年五月まで、五月の起訴までで、十一件でございますか、ございまして、そのうち四件は判決が確定いたしております。これはほぼ背任、詐欺等々でございますが、その余は公判中でございます。

民事訴訟につきまして九件、これは主として損害賠償請求事案でございますが、二件終結をいたしております。一件和解。残りは係争中でございますので、無論、これは起訴になりましたものについてのことでございますので、それ以外の事態の追及は検察当局においていろいろになされておることはもちろんと思います。

○上田(清)委員　私はその事実については確認しておりますし、さきの予算委員会で申し上げましたように、一番の問題なのは、大蔵省管轄の銀行でそういう責任追及がなされてないというところなんです。それについてはどう思われますか。

大蔵省監督の、今申し上げられました責任追及の部分は全部信組関係なんです、つまり、県や都や大阪府が、あるいは整理回収銀行が責任追及をしておりますが、肝心の大手の破綻でありました、例えば兵庫銀行、銀行検査のときの二十四倍にも不良債権が三カ月でふえた、そういう兵庫銀行は何もないですよ。徳陽シティもない、拓銀もない、京都共栄銀行もない。こういう問題についてどういう認識でおられるかということを実は過日の予算委員会で私は申し上げたのですが、実情を私は知らないと言っておられましたが、しかし、本会議の十日の方は、これまでと同様ということを言っておられる以上は知っておられるのかなと思ったら、やはり知っておられないというふうに私は思わざるを得ないのですが。

一番問題なのは、銀行が本当に責任をとろうとしているのかどうか、あるいはまた、その銀行に対して、もうずっと、さまざまな法案のたびに、とことん地の果てまで責任は追及するとか言われながらも、肝心の銀行、大蔵省監督の銀行にはなぜ追及がないのか。それはＯＢが頭取や関係者でいるからじゃないかという疑念があるのですよ、一般国民からすると。

そこの点について、大臣のしかとした方針なり見解なりを私は伺っておきたいと思っております。

○宮澤国務大臣　大蔵省管轄のものであるから、何かＯＢがいて責任追及が行われないというようなことは、今の検察の体制、判断から考えますと、あり得ないことと思います。例えば阪和銀行は昨年十一月に頭取等が起訴を受けておりますし、したがいまして、はっきりそこを言えとおっしゃれば、まことにはっきり申し上げなければなりませんが、大蔵省の人間が関与していたから、起訴をするあるいは追及をする、それに緩やかではないかということは、私はあり得ないことというふうに考えます。

○上田(清)委員　阪和銀行は和歌山地検が起訴をしておりますが、実は、兵庫銀行に見られますように、大蔵省の銀行検査後三カ月後に破綻したわけですが、不良債権の額が二十四倍になっております。ほとんどの銀行は三倍から四倍です、破綻後の不良債権の増額の部分は。兵庫銀行二十四倍ということは、銀行検査がでたらめであったか粉飾決算があったか二つに一つですから、行政当局で告発ができるはずなんですということを私は申し上げておきます。ここで時間を使いたくありませんが。

それでは、日銀総裁、御足労ありがとうございます。六月の日銀考査で大手十九行に関して債務超過はなかったと聞いておりますが、これは間違いありませんか。

○速水参考人　十九行の査定の結果につきましては私もまだ聞いておりませんけれども、お尋ねの、問題になっております日本長期信用銀行につきましては、私どもの計算では債務超過ではございません。

○上田(清)委員　今総裁、異なことを申し上げられました。私は長銀のことを聞いているのではなくて十九行について聞いたのですが、十九行について日銀考査をやりながら、その結果についての報告は聞いていないのですか。

○速水参考人　十九行の検査及び考査、これは金融監督庁とそれぞれ分担してやっておるわけでございまして、まだ全部が終わったというところまでいっていないと聞いております。

○上田(清)委員　わかりました。後で、どことどこが終わったか資料をいただきたいというふうに思います。

それでは、長銀について今申し上げられましたが、日銀考査と三月の長銀が出した自己査定というのは大体、おおむねで結構でございますが、イコールなものなんでしょうか。異なるものがあったら、どういうところが異なるのか、お考え方についてお聞きしたいと思います。

○速水参考人　第二分類、第三分類、第四分類、自己査定の数字をお聞きいたしました。これは、私どもの考査、三月末現在でやりました考査の結果と比べましてそれほど大きく違っているものではないというふうに理解しておりますが、私どもの、考査の結果につきましては公表できないことになっておりますので、その点だけは御容赦いただきたいと思います。

○上田(清)委員　おおむねイコールだというような認識に立っておられるというふうに私は受けとめましたが、総裁は八月十三日の記者会見で、金融機関は第二分類を開示せよということを言っておられまして、すぐリアクションがありまして、金融業界からは反論が出ておりましたが、なぜ第二分類を開示せよと言われたのですか。

○速水参考人　特に第二分類について開示せよと申したわけではございませんで、自己査定、自己開示をこれからの金融機関の不良債権整理の手順として、一つの選択肢としてぜひ考えてほしいということを申したわけでございます。その結果、多少の反駁もあったと思いますけれども、地方銀行等では三十数行がそういうことをやっておりますし、特に第二分類についてというふうに申しておるわけではございません。先般、東京三菱銀行が新しい方式を発表して報告を受けましたけれども、これなども第二分類を二つに分けたりいたしておられるようでございますので、そういう点も少しずつ前に進んできているなというふうに思っております。

○上田(清)委員　なぜ開示せよと言われたのかという質問については十分お答えになっていないような気がいたしますが、先を急ぎます。

その時期に、大手銀行の突然の破綻は回避すべきだということも述べておられますが、何かこれは際どい金融機関なりなんなりあるというふうに思っておられるのでしょうか。

○速水参考人　ちょっと御質問の意味がよくわからなかったのですが、私がいつどこで、申した言葉なのかもしれませんが、特に今、際どい銀行がここにあるというふうには考えておりません。

○上田(清)委員　また同時に、八月十七日の予算委員会で総裁は、ブリッジバンクは必ずしも使わなくてもいいという御議論をされておりますが、この考え方は現在もそうでしょうか。

○速水参考人　大手銀行といいますか、特にマネーセンターバンクの場合、多方面、特にグローバルな活躍をしておられるわけでございますし、もちろんこれはブリッジバンクの対象になっておるわけで、法案の対象にはなっておることは当然

でございますが、その前にできることならば、民間ベースで話し合いができて、救済合併という格好になるのかもしれませんけれども、デフォルトでなくて、破綻してしまったらそれはもう非常に大きなショックになるのですね。特に海外においてはそういうことでございますから、それによってどれだけ日本の銀行が信用を失墜するか。特にデリバティブの市場の話などあのときしたと思いますけれども、その銀行だけでなくてほかの日本の銀行もシャットアウトされてしまう可能性がある。できることならば、デフォルトを避けて、何とか強い銀行、あるいはより強い銀行と一緒になっていくということが望ましいということを申し上げたつもりでございます。

○上田(清)委員　大蔵大臣は、ブリッジバンクはやはり必要だというふうに思っておられますか。

○宮澤国務大臣　たびたび申し上げておりますけれども、破綻が生まれましたときに、預金者はもとよりでございますが、善良なお客さんを何とか困らないようにしてさしあげたいということ、及び二年間という時間がございますと不良債権は債権回収銀行に売られるというようなこともございまして、かなり銀行の中はよくなっていくはずでございますから、したがって、これを合併する、買いに来るというようなチャンスがかなり大きくなる、そういうチャンスをやはりつくるという意味でもこの制度は大切だというふうに思っているわけでございます。

○上田(清)委員　ありがとうございます。

ちょっと観点を変えまして、各分類についての引き当てについて質問通告しておりますが、監督庁長官、三月十九日の自己査定についてのそれぞれの引き当ての平均値というのは出せますか。事務的でも結構ですよ。

○乾政府委員　お答えいたします。

御案内のように、公認会計士協会の実務指針によりまして、破綻懸念先債権あるいは要注意先債権につきまして適切な償却、引き当てがその金融機関において行われ、それに基づいて監査を受けて自己査定が出されてきているということでございますけれども、今御質問の債権の引き当て額と申しますものは、これまでの決算期に引き当てました金額が累積されたものでございますので、分類ごとの引き当て率を把握するということは困難であるということを御理解いただきたいと思います。

○上田(清)委員　それはできると私は思いますので、ここでそのできるできないの議論をしていても時間がもったいありませんので後で詰めさせてもらいたいと思います。

それでは、兵庫銀行、太平洋銀行、阪和銀行、京都共栄銀行、北海道拓殖銀行、徳陽シティ銀行、みどり銀行の破綻時における、まだ一部、さまざまな回収も含めた部分とかで十分終わっていないかもしれませんけれども、平均の引き当てはどんなものだったか、不良債権の部分に関して。一応質問通告しておりますけれども、出ないんだったら出ない、答えを出しているんだったら出してください。どの程度で破綻するのか。

○乾政府委員　例えば兵庫銀行でございますと、破綻時の分類債権額というのは公表いたしておりますけれども、それに対します、そのそれぞれに見合います引き当て額というのは、ただいま申し上げました理由によって算出ができませんので、したがって、引き当て率というものが出ないことを御理解いただきたいと思います。

○上田(清)委員　なぜこういうことをお聞きしているかというと、破綻の認定とか、それから今後さまざまな処理をする上でそういうものが参考にないと線引きができなくなると思うんですね。今非常に良識的な議論も出てきているのです、与野党間で。そういうものをあなた方がきちっと出していかないと、今後の処理に非常に重大な影響を与えていく、むしろそういうことがないために国民の不信によって場合によっては金融システムが崩壊するという原因すらもあなた方がつくりかねないというふうに私はちょっと申し上げたい、こんなふうに思うわけです。後で少し詰めさせていただきたいと思います。

それから、監督庁長官、八月十七日の予算委員会でちょっと気になる発言がございました。各行の自己査定と金融監督庁の検査が違う場合、早期是正措置を初め金融監督庁の行政措置というものは場合によっては違う。その違うとき、金融監督庁の指導の中できちっとした早期是正措置とかそういうことをある意味ではやらないようなことを言っておられますよ。

文言を詳しく読み上げれば、こんなふうに言っておられますね。「ただ、当該金融機関は、これは評価の問題でございますので、私どもが評価したその評価と、当該金融機関の公認会計士等監査法人との協議によってでき上がった自己査定とは必ずしも一致しませんし、あるいはまた金融監督庁のその検査結果に対しては、必ずしもそれを是としない可能性も十分にあるわけでございます。」と。ということは、監督庁長官としての職務をちゃんとやりませんよというようなことを言っているに近いというふうに私は受けとめているのですが、これらのことについて、長官はどんなふうに思われますか。

○日野政府委員　お答えいたします。

いろいろなケースが考えられますが、今御指摘になりました点につきましては、恐らく金融機関の引き当てが少ないということを当庁が考えた際のことだろうと思います。そういたしますと、当庁が考えている引き当ては、これはこうだということを検査結果で通知することに相なります。そういたしますと、それをその金融機関は見直しをしなければならないわけですが、金融機関といたしましては既にその監査法人の監査を受けておりますので、改めてその監査法人と協議を行うことになろうかと思います。

その結果、やはり金融監督庁の言っていることがもっともだということになれば金融監督庁の、こちらの検査結果の通知に従うと思いますが、もっともでないと考えられる場合はどうするかということになろうかと思うのですね。ただ、その差はそんなに幅が大きいものではないんじゃないだろうか。

それで、私どもとしましては、結果を通知いたしまして協議がされますが、その後報告を求めます。その報告を求める際には、例えば二十五ということをこちらが言っている場合に、向こうが仮に二十と言っているとしまして、二十五はちょっと無理だけれども例えば二十三ならお受けいたしますといいますか、そんな感じで報告を徴しますので、そうすると、その場合に自己資本比率が下がることがわかるわけですね、その銀行、金融機関といたしましても。そうすると、自分の方で二十三に上げた結果自己資本比率が下がるなということになれば、今度は自分たちがどういう早期是正措置を発動されるかということを前もって、大体その区分が決まっておりますので察知することになるのかなという手順になろうかと思います。

○上田(清)委員　非常に親切だなというふうに思いますが、それで長官、かねてから長銀に関していろいろな議論が出ておりまして、一般的に言われますと債務超過ではない、しかし何か大変だという議論がしばしば出ている。どうもすっきりしないのですが、長官は、長銀に関して債務超過じゃないという判断ですか。

○日野政府委員　これはたびたびお答えいたしていることでございますが、まず、本年三月期の長銀の自己査定、これは既に当委員会に御提出しているところでございます。それによる資料。それからさらに、先ほど日銀の総裁が御答弁になりましたが、日銀がことしの六月までかけて行いましたその考査の結果というものは、私どもの方は、日銀法に基づきまして教えていただいておりますす。それを私の口からここで申し上げることはできませんけれども、その日銀の考査と自己査定、先ほど日銀総裁は余り違いはないとおっしゃいました、それはある意味では非常に定性的な御表現ではなかったかと思いますが、私どもは具体的な

数字を聞かせていただいておりますので、その二つに基づきまして、今、私どもの方としては、一方で検査は進めておりますが、その点からして、債務超過であるというような情報は持ち合わせていないということをたびたび御答弁させていただいているわけでございます。

○上田(清)委員　監督庁として検査が終わっていないのに、なぜ債務超過でないということをおっしゃるのですか。日銀が言えばそれでオーケーということですか。じゃ、何のために検査しているのですか。

○日野政府委員　その検査が、何といいますか、十九行に対する検査の一環として行っているわけでございます。現在鋭意やっている最中でございまして、御質問が、金融監督庁の長官としてどうかというふうにお尋ねでございますので、現在私どもが知り得ている範囲というのは、先ほど申し上げましたように、三月の自己査定の結果、それから私どもが日銀法に基づきまして得た情報、この二つを総合的に勘案いたしまして、債務超過という、そういう資料は今のところ持ち合わせていないということを申し上げているわけでございます。

○上田(清)委員　ずっと委員会の議論を聞いていると、何か起きたら大変なことになる、何かを想定しているような感じがいたします。長銀についていろいろ議論が出ていますので詳しく中身を開示しなさいと言うと、答弁は差し控える、政府は、問題はない、しかし破綻前の処理をしなければならないという議論はどんどん出てくる。合併の相手先と言われる住信は、正常債権しか引き取らない。これは、要するに破綻を前提にしているということですね。それで、長銀は債務超過でない。一方では不良債権処理を七千五百億して、五カ月前の三月には、健全度八五％を誇る自己査定をしている。これは、だれが見ても何が何だかわからないじゃないですか。

　ぜひこれは大蔵大臣、政府として長銀の問題をどのように考えるのかということをきちっと政府見解として出していただきたいということを申し上げたいと思いますが、いかがですか。

○宮澤国務大臣　この委員会を通じまして、私は、実は何度もそのことを申し上げたつもりでございますが、なお、どの点を申し上げなければならないのか、お尋ねがございますれば、どうぞ。

○上田(清)委員　長銀についての政府の基本的な見解を文書で出していただけると大変ありがたいと思います。

○宮澤国務大臣　前回も申し上げましたし、また総理自身が言われましたが、政府の態度は、立場は、総理大臣が公邸に関係者を、住友信託の社長を招致せられて言われましたように、この合併の両者の合意並びに長銀が提示されたリストラ計画、これは非常に厳しいものでございますが、等々を御自分でごらんになって、そして、この合併がもしできないときには内外に非常に大きなインパクトを与える。このことは、もう、かつて経験したことのないような影響を及ぼすと自分としては考えるので、もしこの合併の話が進んでいくならば、政府としてはこれを支援いたしたい。その場合、もし公的資金の導入についての要請があるならば、金融危機管理審査委員会において、これを当然のことながら審理をしてもらうつもりである。政府としてはこの合併を、したがって、支援をしたい、こう総理大臣は述べられたのであります。それが今日の政府の立場でございます。

○上田(清)委員　少し押し問答をしてもしようがない部分がありますが、公邸に一民間の銀行の頭取を呼ばれるということも異常でありますし、そういう異常な状態のことがずっと議論されているのです。それで、国民の目から見れば何が何だかわからないですね。債務超過じゃない、しかし、何か大変なことだ。債務超過でないんだったら健全だということでしょう。健全だったら民間ベースで任せておけばいいじゃないですか。政府が何で夜中に呼ばなくちゃいけないんですか。そういうことだというふうに思います。

　これは、東洋経済の八月二十九日号で、我が党の古川議員と自民党の石原議員の緊急座談会が出ておりますが、大変石原伸晃議員は良識的な方でございまして、私もひそかに尊敬する方でございますが、自民党金融再生トータルプラン推進特別調査会事務局長をやっておられますが、三月の資本注入にはうそがあった、悪い銀行には投入しないといったうそがあったというふうに佐々波委員会の批判が出されております。護送船団方式でよくなかったのではないか、こういうお話でございますし、また後段の部分では、私が大蔵大臣だったら間違いを認めようと思うんだけどね、それが言えないようなシステムなんです、昔の陸軍と同じだ、日本の官僚制度は責任をとらない、官僚の上にいる大臣が責任をとらない、さらに大臣を任命した総理大臣も責任をとらないところが問題だ、こんなことも言ったりしておられまして、非常に正直に言っておられます。

　私は、やはり一千億の横並びの、もちろん金利に差をつけ、配当に差をつけ、さまざまな形でやっておりますが、先般のこの委員会における質疑の中でも、例えば仙谷議員が質疑したときに、各銀行の詳細については知らないと言っておられましたし、そして次の日の岡田議員の質問のときに訂正発言があって、個別の貸付先について見ていなかったんだということを言っておられまして、きょうは隔離されてお休みになっておられる。いかにもこの佐々波委員会の信頼性というものを損なうようなことが起きておりますが、代理の方も出てこられない。

　そこで理事長、預金保険機構の人事の中で、役員の中の監事はどなたですか。

○松田参考人　お答えいたします。

　預金保険機構の、どちらかというと十七兆の方の世界でございますけれども、監事は今、日本興業銀行の頭取がなっております。

○上田(清)委員　預金保険機構の理事長、理事三人、監事一人の、大野木さんはどうなっているんですか。

○松田参考人　監事を務めていただいておりましたけれども、ことしの六月ごろにかわられたと思います。

○上田(清)委員　ことしの六月ごろかわられた。何の理由でですか。

○松田参考人　ちょっと、詳細と申しますか、規則の根拠はちょっとあれでございますけれども、任期が来たのでかわった、そういうことだと思います。

○上田(清)委員　この預金保険機構の人事体制に非常に問題があるなということであります。

　御承知のとおり、この特別業務の中に佐々波委員会があります。そして、通常の執行部と言われる理事長、理事三人、監事一人の中に大野木さんがおられた。そしてまた、日本興業銀行の頭取が今度はかわられた。いかにも自分たちのことを自分たちで決めるような話になりかねない議論ではなかろうかと思いますし、この預金保険機構の運営をする運営委員の中の委員の大半がバンカー、各銀行の頭取であります。これは、この預金保険の、銀行の料率なんかも、保険の料率なんかもここで決めます。しかし、これは引き上げとかそういうことに関して困る人たちばかりがここで決定をするという仕組みになっております。あるいは資本注入の事務局的な部分も、ある意味ではここにあります。これはいかにもおかしいというふうに私は思っておりますが、大蔵大臣はどのように思われますか。

○宮澤国務大臣　詳細なことを実は存じませんので、どのような事情でそうなっておりますか、ちょっと私、お答えいたしかねます。

○松田参考人　お答えをいたします。

　当機構は、今二つの審議委員会を持っておりまして、一つは、十三兆をお預かりしている管理の勘定です。これは佐々波先生が委員長をやっておられるところでございます。そこでこれに関する定款とか予算とか、すべて議決をいたしております。

　それからもう一つは、御指摘のあった運営委員

会の方でございまして、これは、本業であります破綻処理の関係、そういうことを行っております機構に監事が一人ついているということでございます。監事は、会計検査をしたときだけ運営委員会に出席しまして、適正であったかどうかという意見を述べられますが、普通の議決には入っておられません。

○上田(清)委員　しかしながら、この運営委員会の中には、預金と債権の買い取りに係る概算払い率等の決定、資金援助の決定、一般保険料率の変更、予算、決算などと、少なくとも資金援助の決定や一般保険料率の変更、こういったものも、利害関係者じゃありませんか。そういう人たちがたくさんいらっしゃるという。たくさんいらっしゃるのじゃなくて、ほとんどそうだということであります、大臣。

○相沢委員長　申し合わせの時間が終了しておりますので、御協力願います。

○上田(清)委員　この中にも重大な欠陥があるということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○相沢委員長　これにて上田君の質疑は終了いたしました。

次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員　佐々木憲昭でございます。

宮澤大蔵大臣は、当委員会のこれまでの答弁の中で、長銀に公的資金を入れ、合併を支援しなければシステミックリスクを招くという趣旨の答弁を繰り返されておりますが、私は、これは大変大げさだと思うのです。

そこで、きょうは、公的資金を入れなければ本当にシステミックリスクを招いてしまうのだろうか、この点について吟味をしてみたいと思うのです。

まず前提としまして、システミックリスクというのは何か、それはどんな場合に発生するかという点を確認をしたいと思うのですけれども、日銀が出しております日銀月報その他いろいろありますが、その中にこの問題についての解説がありまして、それを拝見しますと、例えば、金融機関相互間の網の目状の与信・受信関係を通じて、一金融機関の債務不履行が次々と連鎖的に他の金融機関の債務不履行を誘発し、金融システムが混乱に陥るリスク、こういうふうに説明をされているわけですね。

そこで、日銀総裁にお聞きをしますけれども、金融システムの危機というのは、システムの中でどこかで債務不履行が起きてそれが連鎖的に広がっていく、簡単に言えばそのように理解してよろしいでしょうか。

○速水参考人　いろいろ説明の仕方はあろうかと思いますけれども、システミックリスクというのを一般的に定義いたしますと、ある金融機関の支払いふぐあい、信認の低下というものがさまざまな取引ルートや連想を通じて他の金融機関における流動性不足あるいは資金の流出に幅広く波及していく、あるいは市場流動性の著しい低下を引き起こしてしまう、こういうことによって金融システム全体が混乱して、ひいては実体経済にも重大な悪影響を及ぼす危険を指しているということと、もう一つ、金融機関は資金決済機能を担っておりますので、決済ネットワークを通じて網の目のように資金のやりとりを行っておるわけでございます。ですから、一つの金融機関における支払い停止の影響というものは広範に及びやすいという事情があることを申し添えたいと思います。

○佐々木(憲)委員　そこで、一つの金融機関の債務不履行、このことが連鎖的に広がっていくじゃ、その場合の一つの金融機関の債務不履行というのはなぜ発生するのか、その発生原因でありますけれども、日銀にいろいろお伺いしますと、三つのケースがあると。

一つは、銀行が債務超過に陥った場合。それから二つ目は、当該銀行の信認が低下し、資金ショートが起こった場合。それから三つ目は、これは技術的なことですけれども、コンピューターダウンですとかそういう場合に起こると。大体要因としてはこの三つが挙げられると思うのですが、いかがでしょうか。

○速水参考人　大体おっしゃるとおりだと思います。例えばということで申しますれば、今おっしゃるような三つのことでよろしいかと思います。

○佐々木(憲)委員　そうしますと、債務超過に陥っていない金融機関、これは最終的には債務不履行に陥ることはあり得ないと思いますけれども、そのとおりですね。

○速水参考人　そのとおりでよろしいかと思います。

○佐々木(憲)委員　そうしますと、債務超過に陥っていない金融機関、これはそこから債務不履行に発展する可能性はないというふうに理解してよろしいわけですね。

○速水参考人　それはそういうふうには簡単に割り切れないというふうに思います。市場における信認が著しく低下していくということは、ほかの金融機関にも波及していくというふうに考えるべきではないかと思っております。

○佐々木(憲)委員　結局二つのことを言われたわけですね。一つは、債務超過でない銀行の場合には、財務内容、債権債務関係を通じて、そこから債務不履行が起こるということはない。しかし二つ目に、それでも例外的に信認の低下がある、そういう場合には資金ショートが発生する可能性がある、こういうことでございます。

そこで、金融監督庁長官にお聞きしますけれども、長銀は債務超過になっているかいないか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○日野政府委員　たびたびお尋ねでお答え申し上げているわけですが、今は第一番目のソルベンシーの観点からのお尋ねだと思いますが、先ほどから申し上げておりますように、本年三月期の長銀の自己査定結果、これは当委員会に御提出させていただいているところでございます。それから日銀の考査、これは本年五月から七月まで実施されております。これによりまして私たちが判断させていただいておるところでは債務超過ではないと承知しております。

またさらに、長銀のリストラ案が今回提出されておりますが、資本勘定は、長銀がみずから不良債権を償却した後でも依然として千五百億円残っておりますので債務超過にはなっていない、過少資本ではございますが。しかし、現在検査を行っておりまして、同行の資産内容については鋭意実態把握を行っているところでございます。

○佐々木(憲)委員　現状では今の答弁のように債務超過の状況ではないと。それなら、財務面から債務不履行というのは起こり得ないわけですね。しかし、債務超過ではない場合でも、日銀総裁の先ほどの御答弁にありましたように、幾つかの予測されない事態が生じて信認が低下する、そういうことによって資金ショートというのはあり得る、こういうことになるわけであります。

そこで問題は、債務超過でない銀行が、仮に一時的な資金ショートがあった場合それを防ぐことができるのか。それとも、もうそれは必然的に金融システム全体に波及する、必ず波及する、どちらでしょうか。日銀総裁にお聞きしたいと思います。

○速水参考人　資金不足が生じて破綻の危険があるという場合には、いろいろそれを支援する方法は、必ずしも政府の資金でなくても、例えば日銀特融という形で一時的な資金補給をすることはできます。

ただし、その場合も、私ども四原則というのを守っておりますが、一つは、システミックリスクがこのままほっておけば波及して顕現化する可能性があるということ、二つ目は、日本銀行の関与が必要不可欠である、日銀以外に出るところがないということですね。それから三つ目は、モラルハザードの防止の観点から、関係者の責任が十分追及されているかどうかということを確認する、四つ目は、日本銀行自身の財務の健全性維持に十分配慮する、そういう四つの原則を満たしておる場合に、政策委員会が必要と判断しましたときは日銀特融を出すことにいたしております。

○佐々木(憲)委員　今大変重要なことをおっしゃったのですね。政府の資金がなくても、資金ショートが起こった場合には、四つの条件を満たした場合には日銀特融によってそれを全体に波及することを防ぐことができる、このようにおっしゃったわけでございます。

結局、そうすると、宮澤大蔵大臣、長銀の現状から見てこれは債務超過ではない、したがって財務面からはシステミックリスクは起こり得ないですね。仮に一時的な資金ショートが起こっても、それは日銀特融で十分に防ぐことができる、こういうことになりますね。それでも、公的資金、合併しなければシステミックリスクが起こるのでしょうか、必ず起こるのでしょうか。

○宮澤国務大臣　というふうに長銀当局は考えてリストラ案をつくったわけでございますけれども、想像いたしますのに、日銀特融というものがそういつまでも続いて受けられるものではございませんし、また日銀の側においても、日銀御自身の事情もございますから、そういう状態の銀行というのは世間から見ていつまでもやっていけるものじゃないという常識の方がやはり勝つでございましょうね。そうしますと、その他のオーバーナイトの金なんかは全然来ないことになりますから、そうでございますね、そして恐らく金融債の新しい発行は極めて難しくなりましょうし、既発行のものは期限前の償還でも起こってきますから……（発言する者あり）

○相沢委員長　御静粛に願います。

○宮澤国務大臣　つまり、日銀特融を受けているという状態は、それ自身がもうそう長く続く状態ではないというのが常識ではございませんか。

○佐々木(憲)委員　私は、今、そういうことを聞いているのではないのですね。システミックリスクにつながることを瞬時にしてそこで抑えることができる、これが日銀総裁の答弁でございます。そういう形で波及をまず抑える、その点は可能だということなのです。

そうしますと、問題は、その後破綻しようがどうなろうが、それはその後の処理の問題であります。これで破綻はもうやむを得ない、こうなりますと、それは破綻後の処理の問題になるわけです、清算になるのかどうなるのか。そうなりますね。日銀特融でずっと生かしていくということを我々言っているのじゃないのです。資金ショートが起こった場合の、それを瞬時にして抑えるということが日銀特融の役割ですから、最後の貸し手としての日銀の役割なのですから、それを発動し、その発動によってシステム全体への波及を抑え、その上でどのように処理をしていくかということになるわけですね。

ですから、例えば破綻した北海道拓殖銀行、山一、あの場合でも、あれは最終的に債務超過でありますが、システミックリスクにはなりません。ですから、今回のこの長銀の場合も、何か公的資金を入れなければシステミックリスクに全部つながって大変なことになる、そんなことないじゃありませんか。

○宮澤国務大臣　そこはきちんと申し上げなければならないと思うのですが、仮に今拓殖銀行のことをおっしゃいましたが、これは北洋銀行が受け皿になりましたから、そういうことは起こりませんでした。

それから、今のお話は、結局資金ショートが起きた、それで日銀が特融をしてくれる、それで資金ショートは一遍おさまる、そこまではよろしゅうございます。しかし、いつまでも特融を受けているわけにいかないのでございますから、そういう銀行は、外から見て、これはもういかぬなと思うのが普通でございますから、そうすればやはり破綻をすることになる。いっときシステミックリスクが起こらずに済みましても、破綻すれば起こるわけでございますから、要するに、特融というのはその時期をどれだけ延ばせるかという意味だと私は思います。

○佐々木(憲)委員　それは違うと思うのですね。受け皿を、拓銀の場合には北洋銀行があった。それはそうでしょう。ありましたが、受け皿がない場合も、例えば山一の場合、これは破綻して清算という形になりますよね。システミックリスクにはなっておりません。そうでしょう。ですから、破綻すれば必ずシステミックリスクにつながるということはないのです。全体の信認はもちろん低下するかもしれない。しかし、それは経済政策全般の問題でありまして、長銀そのものから波及していく、システミックリスク全体につながるということにはならないわけです。ですから、何か公的資金を入れなければ全然これを抑えることができないというのは、全くこれは虚構の論理であります。

○宮澤国務大臣　山一は証券会社でございます。今議論しているのは銀行のことを議論しております。

○佐々木(憲)委員　銀行であろうが証券会社であろうが同じことでございます。銀行の場合、例えば破綻をした、預金者は現在の預金保険で全部守られる。そうでしょう。取りつけ騒ぎというのはあり得ません。したがって、銀行が破綻してもシステミックリスクにはつながっていかないのです。それは、日銀特融が瞬時にして一定の時期システム全体に波及するのを抑えるということをやるのが日銀の役割ですから、それがきちっと役割を果たせばシステミックリスクにはつながらないのです。今までの破綻の事例を見ても全部そうでしょう。

ですから、公的資金を入れ、合併をしなければならない、そうしなければシステミックリスクに陥るというのは、全くこれは成り立たない論拠だということを言っているわけです。

○宮澤国務大臣　まず、山一証券のことを例にお引きになりますと、私はそれは適切な例ではないということを申し上げておきます。

その次におっしゃっていることは、特融を受けているうちに急に体力が回復してまた元気になった、こうでもおっしゃらない限り、それは同じことでございます。

○佐々木(憲)委員　それも全然理屈にならないのですが、山一の場合、例えば、日銀が中央銀行として内外の決済などに必要な資金を提供するということをやりました。これは日銀の総裁の談話、昨年十一月二十四日でございますが、「臨時異例の措置に加え、市場流動性の低下等不測の事態が生じる惧れがある場合には、市場に対して潤沢に流動性供給を行うなど必要な措置を躊躇なく講じていく所存である。」こういう談話を発表しまして、波及することに対してそれを遮断するという措置をとったのです。そのことによってシステム全体に波及することを抑えたわけですね。

銀行の場合にはどうかといいますと、預金保険機構があって預金者はすべて守られる、預金者だけじゃなくて、この長銀の場合には、金融債などの債券の保有者も守られる、こういうことになっていますよね。ですから、そういう点からの債務の不履行というのは起こり得ないわけですね。ですから問題は、長銀がたとえ破綻しても、そういうセーフティーネットがあり、かつ日銀特融というのがそこで波及を抑えるということが行われれば、破綻後であっても波及しないのです。

ですから、宮澤大蔵大臣の今までの論拠というのは完全に虚構のものであり、国民をおどすだけのものだということがこの議論を通じて私ははっきりしたということを申し上げて、質問を終わります。

○相沢委員長　これにて佐々木君の質疑は終了いたしました。

次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員　午後の本会議で野党三党の法案も提出をされるという状況で、いよいよ役者がそろったなという感じがいたします。

私は、今度のこの問題についていろいろと論議をお聞きしながら、やはり情報開示、そしてさまざまな機関の機能等がうまく働いていない、そのことが破綻した銀行をどういうふうにしていくかという今度の法案ですね、中身にも大きな影響を与えるだろうというふうに思っておりますので、基本的なことを四点ぐらい、短い時間ですのでお

尋ねをしたいと思います。

政府・自民党のブリッジバンク方式、機能論として一つの方法だというふうに理解をいたします。それで、法案によると、公的ブリッジバンクの存続期間、これは二年間というふうに一応なっておりますね。私は、仮にこれが適用されるとしたときに、安易な先送りを、年月的な繰り延べをしたらいけないと思うのです。それはいわゆる不良債権処理の先送りや公的資金の投入の水膨れを防ぐという意味でも、この二年間というものをきちっと守る必要があるというふうに思います。

もう一点は、公的管理に移った後は、やはり責任者の追及はもちろんのこと、私財の提供等を含む仕組みというものもつくっていかなければならないというふうに思うのですが、大蔵大臣、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣　まず最初の、二年のお話でございますけれども、私どもは、民間から引き受け手が出てくる、そういうお話というものがすっといくこともありますが、なかなか紆余曲折があるときもある、また二つ以上のお話があったりすることもございますから、そういう可能性に備えて、原則は二年であるけれども延ばすことができることにした方がいいのではないか、現実にそういう必要が起こりはしないかと思いながら、しかし、このブリッジバンクというものは仮のものでございますから、長くあっていいものではない、そういうふうに考えておりますので、ここのところは、確かにそういう利便と、あるいは弊害と、いろいろな考え方があると思いますので、見方によって意見の分かれるところかもしれないというふうに思います。

それから、私財の問題はさようでございますが、当然の責任があってそういうことになる場合は別といたしまして、いわば、何と申しますか、無過失責任とでも申しますか、そういったようなことについて、私財の提供を法で強制するということになりますと、それは憲法の問題を惹起するかもしれない。まだ深く考えておりませんけれども、そういうこともあるかもしれないので、どのようにそこをするかという工夫は必要ではないかというふうに思います。

○濱田（健）委員　大臣が二年ということを基本に考えているけれども延ばす場合もあるとおっしゃいましたが、その延ばす場合の基準というのはもう既に明確になっているわけでございますか。

○宮澤国務大臣　それは書くといたしますと、一つの話が進行していて、やむを得ない事情によって、なおもうちょっと延ばしておけばできる可能性が高い、例えばそのような場合に恐らく適用されるであろうと。明確な文言を考えておるとは思いませんが、ケースとしてはそういうふうに書くケースであろうと思います。

○濱田（健）委員　ですから、書くケースというものの判断はどういうところがどういうふうな形でやるのかということが、今構想がおありかどうかということです。

○宮澤国務大臣　今申し上げましたような、じんぜんとして何の展望もないのに延ばすということはあり得ないことでございますから、ある程度話が進行していて、延ばすならばそれが完結する可能性が高いといったようなときに延ばすということが考えられるのではないか、そんなふうな考え方……。

○濱田（健）委員　その仕組みについてももう少し論議をしなければならないと思いますが、時間がございませんので次に行きます。ただ、経営責任は当然のことでございますけれども、法的に問題があるとおっしゃった私財の提出というようなものなんかも、やはり国民が今のこの論議を聞いていて、なぜこんな問題が起きているのにぬくぬくとしているのかというような、もう本当に人間の根底的な憤りといいますか、そういうものをベースにして考えていかなければならないと私は申し上げておきたいというふうに思います。

金融危機管理審査委員会の件について松田さんにお尋ねしたいと思います。

いわゆる破綻した銀行の処理をどうするかの以前に、これも随分論議したわけでございますけれども、いわゆる今の長銀問題を含めて、審査委員会が全員の合意というパターンをきちっととっていることはわかっているわけでございますが、目的とした貸し渋りの解決、預金者保護等々に危機管理勘定十三兆円が実際にそのとおりに使われているかどうかということの疑問を国民の皆さん方は持っている。それを発動する、許す委員会としての機能が本当に充実しているのかという疑義も今出されているところでございまして、抽象的ですが、こういう事態、一兆八千億お金を入れた、長銀には一千七百六十六億以上お金を入れた、今はこういう状況になっているということについてどのようにお考えでしょうか。

○松田参考人　お答えをいたします。

金融危機管理審査委員会は、公的資金を優先株等の購入の際の議決をするということで、国会同意を得られた民間の審議委員三人を加えて七名で構成をして、それで三月のときは私どもは私どもなりに精いっぱい誠実に審査をして資本の注入を決めたと思っております。

ただ、先生御指摘のように、その効果として、第一の効果はシステムの安定でございましたけれども、副次的と申しますか二次的な期待される効果としての貸し渋りの効果が、例えば対前年比で、貸出残額の推移等を見ますと、それは顕著な形であらわれていません。ただ、それが本当に貸し渋りだけの問題なのかどうか。

と申しますのは、それぞれ各行が私どもに三月の申請のときに貸し渋り対策についてかなり具体的に書いたところもございます。ただ、スパンが長うございまして、三年間でどのくらいの貸し渋り解消に努力するというようなこともございますけれども、なお引き続き私どもとしてはフォローを続けて、その実績を見守って、それを公開することによって、あのとき資本注入を受けた各行の経営者の良心といいますか廉恥心といいますか、そういうものに訴えて、それで、そういうことの努力を続けてもらうように見守り、促進をしたい、このように考えております。

○濱田（健）委員　私たちは、この審査委員会の機能が審査基準を含めて問題があるのではないか――あると私は思っております。であれば、この機構を何らかの手当てをして審査基準のハードルを高くしたり、または構成を変えるなり、機構としての新しいものをつくるなりしなければならないということを思っているわけでございます。

それは一律投入ではないと言われているのだけれども、現実として、申請のあったところはすべて認めて投入をしているという実態が、国民の側から見るとなぜなのというふうになっているわけですね。

時間がありませんので、これだけ聞きたいと思うのですが、いわゆる審査基準をクリアすればいいんだと。では、審査基準をクリアするためのベースになる内容といいますか、そこのあたりも全員で深く協議をされたということの裏づけを見せていただきたい、情報公開していただきたいというのが国民の強い願いだと思うのですが、いかがでしょうか。

○松田参考人　御指摘の点でございますが、前にも御答弁申し上げましたけれども、議事録の公開問題が一つございます。それは法令に、相当期間経過後に公表するということになっておりまして、審査委員会の方として、今その相当期間をどうするか検討中のところでございます。

ただ、そのほかにも、我々としても、いろいろ御指摘も受けておりますし、いろいろな面で可能な限りの、議事録にかわるようなものもできないものかなという検討を今いたしておりますので、その努力はさらに続けていきたいな、このように思います。

○濱田（健）委員　相当期間経過後というこのあやふやな言葉が、国民の皆さん方には、それは一年たった後なのか、十年たった後なのかという疑義が残るわけです。これをつくったときの論議を私

も覚えておりますが、やはりこういう問題が起きていれば起きるほど、こういうふうにきちんと審議をしたのだ、審査基準もクリアしたのだということを即座に開示することが国民の皆さん方の信頼を失わない中身につながるというふうに思っておりまして、一刻も早い開示を求めるということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○相沢委員長　これにて濱田君の質疑は終了いたしました。

次に、笹木竜三君。

○笹木委員　無所属の会の笹木竜三です。

質問を始めます。

何回か質問をさせていただいて、金融再生あるいは日本経済再生に向けて全体が活性化するための全体的な手を打つ、あるいはそのために、前提として検査体制も含めて全体像を把握する、そういったことを何度か質問してきたわけですけれども、きょうもその関連で質問をしたいと思います。

まず最初に、昨日大蔵大臣が、日本の銀行はなかなか世界の銀行に対して伍していけないのだ、そういったコメントをおっしゃられました。そのことについて質問をしたいわけです。

外国の銀行の中でも、九〇年ごろまでは手数料だけで食っているような田舎銀行というか、そういった銀行が、この七、八年で、人材の蓄積ですとかノウハウの蓄積、さらに得意分野に特化してどんどん急成長して、今例えばＵＢＳの例では、この七、八年で世界水準に追いついて、五強と言われる、その一角を占めるような、そういう状態に変わってきた、そういう例もあります。

ぜひここでお聞きをしたいわけですけれども、日本の銀行、これはすべてが世界に伍して、五強とか六強とかそういったものに入っていく、こんなことは不可能だし、目指すべきでもないと思うわけですけれども、外国の金融機関の方が言うわけですけれども、長銀と住友信託の合併で、これは一体どういう見通しがあるのかな、どういうことで強い、どういう分野で強い、どういう特徴を持った銀行が生まれてくるのだろうなと、これはむしろ否定的に、冷笑的に、私にもいろいろ質問をしてきます。

大蔵大臣にぜひお伺いしたいわけです。今、政府としててこ入れをしようということで議論をしているわけですけれども、日本の銀行の将来に対する見通しというか、あるいは今回のこの合併によって、合併後の銀行がどういった銀行になっていくのか、これはもちろん政府が決めることじゃないわけですけれども、てこ入れする側としてどういう見通しを持っているのか、お聞きをしたいと思います。

○宮澤国務大臣　銀行行政の問題としてでなく、見ておりますことを申し上げるわけですが。

私は、しばらく前、何年か前は、ビッグバンというものが生まれたときに、日本の銀行の中であそこまであそこ、証券会社ならここまでここぐらいが世界とやり合ってもまず対等にやれるだろうという自分の見方を実はいたしておりましたが、そのほとんどにいろいろな事件がございましたし、また、全体がこういう暗い、日本の銀行そのものが全体に高いプレミアムを、ジャパン・プレミアムをとられるようなことになってしまいまして、当面ちょっと、まず自力を蓄えないと打って出るわけにはいかないな、こういうことをせんだって申しました。

ただ、私は、日本にこれだけの国民貯蓄がございますので、これを背景にすれば、二十一世紀において、日本の銀行は国際的に非常に強いものになるのではないかという希望は持っております。

ただいま、とりわけ日本の銀行が弱いのはインベストメントバンクの点ではないか。つまり、国際的な大きな企業の合併であるとかあるいは開発であるとか、いろいろなものにノウハウを持ってそれに向かって国際的な役割を果たすというノウハウは、残念ながらまだ日本の銀行は十分に持っていない。合併によって取得をしようとしているところもございます。

ですから、今まで強かったのは、個人の顧客との相対の、そういう部分が強かった。これは今後もそうであろうと思いますが、なかなか国際的に一つのノウハウを持って急に出ていけるような感じではない。ただ、私は、将来は比較的有望だ、この時期を乗り切りまして体力をつければ、有望だとは思っております。

○笹木委員　すべてが海外に打って出ていわゆるビッグバンになる必要はないわけで、そういうような可能性のある銀行と、あるいはそうでない銀行についてはどういった得意分野に特化して伸びていくのかということで、ぜひしっかりした見通しについてさらに議論を深めていただきたい、そう思います。

それともう一点は、全体像に対する把握ということで、検査体制について次にお伺いをしたいわけです。

まず、前回も、民間の銀行とかに対する検査体制も非常にお粗末だ、例えば、銀行で審査とか融資をやっていた、そういう民間の方も活用して検査を充実してほしい、するべきだ、そういった話をしたわけですけれども、農協に対する審査はどうなっているのか、そのことについてお聞きをしたいわけです。

住専のときもそうでした。今回も、リッチョーですか、そういったことで農協がかなり買っているという話もあります。常にこの不良債権の問題、農協との関係も非常に密接な関係を持って議論されているわけですけれども、今回の政府の「金融機関等」の「等」という中には農協も入っているわけです。農協に対する検査体制が現状ではどうなっているのか、まず、事務方の方でいいですけれども、確認をしたいと思います。

○竹中（美）政府委員　お答えを申し上げます。

農協につきましては、御承知のとおりでございますが、信用事業のほか販売購買事業あるいは営農指導事業、そういったことを一体的に行っております総合事業体でございまして、現在都道府県が検査に当たっていただいているところでございます。その体制でございますが、都道府県の職員四百五十人強、全国の数字でございますが、そういう検査職員によって当たっているところでございます。

○笹木委員　市町村レベルの農協は都道府県の職員が検査をしている。これが今お話しになった四百五十人強、全国でやっている。都道府県の職員がやっている。あるいは県レベルの信用農業協同組合連合会に対しては農水省の職員が七十六名でやっているということです。

これで、政府案の「金融機関等」というのは農協も含まれているわけですけれども、金融監督庁として、都道府県任せあるいは農水省任せではなくて、もう少ししっかりした質の高い検査に向けて、この検査体制を変えていくというつもりはないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○日野政府委員　お答えいたします。

金融監督庁の設立に当たりましては、この単位農協の信用事業については内閣総理大臣が検査監督を所掌することということになっておりまして、金融監督庁にはおりてきていないのですが、他方、都道府県を超える農協につきましては、内閣総理大臣から委任を受けた金融監督庁が農林大臣と一緒になって相互に密接な連携を図りつつ検査監督を実施していくということになっておりまして、これをこれから一つの重要な検査監督として実施していきたいと思っております。

○笹木委員　確かに店舗数が市町村レベルで二千四百、非常に多いわけですけれども、総預金量六十八兆円、常に各都市銀行との関係も非常に深いわけで、不良債権の全体像を把握していくためには、検査体制も金融監督庁がもっとしっかりと入っていく必要がある。

さらに、今言った都道府県の職員と農水省の職員だけでやっているのではどうかという気がします。前回、都市銀行に対する検査体制でもお話をしたわけですけれども、検査の日がわかっていて、資料も事前にどこかに移しておいて、大体二、三十分で十件ぐらい聞き取りで調べていく。

ほとんどが実態がわからない。

これも変えていかないといけないわけですけれども、この農協に対する検査体制、民間の方を、例えば銀行の融資をやっていた方、検査をやっていた方、あるいは公認会計士、今現在では民間の方はわずか五人しかいないわけですけれども、これをもっと増員して農協の検査にも当たる。そのことをぜひやるべきだ。それをしないと、この不良債権の全体像はやはりわかってこないのだろうという気がします。やるべきだと思うわけですけれども、官房長官の御意見を伺いたいと思います。

○野中国務大臣　お答えいたします。

先ほど政府委員がお答えをいたしましたように、それぞれ単位農業協同組合につきましては、その事業が信用事業だけでなく、幅広い農協全体の事業をやっておりますので、都道府県が検査監督をいたしておるのは答弁を申し上げたとおりであります。都道府県及び農林中央金庫等、これを超えるものにつきましては、さらに農水省が検査監督をやっております。

金融監督庁の組織及び要員の拡充につきましては、先般委員の御質問にも答えましたように、明年度、平成十一年度の予算概算要求におきましても定数二百五名の要求をいたしておりまして、お説のように、民間人の登用あるいは民間人の非常勤を含めた活用、こういうものを積極的にやることによりまして、金融監督庁の体制強化に努めて、それが検査の機能の充実になるように努めてまいりたいと考えております。

○笹木委員　もう時間が来ましたので終わりますけれども、総理大臣がいつも言っているように、スピーディーにと言っているわけですけれども、この答弁をいつも聞いておりまして、どうも金融の全体の把握のために検査体制あるいは手を打っていくことに対してもスピーディーに変わっていくという印象を私も受けません。これでは、外国もマーケットもスピーディーに変わっていくとはとても評価ができない、そういう感想を持ちます。ぜひスピーディーに変えていっていただきたい、そう思います。お願いします。

○相沢委員長　これにて笹木君の質疑は終了いたしました。

この際、休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後二時三十分開議

○相沢委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日付託になりました菅直人君外十二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。池田元久君。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案

金融再生委員会設置法案

預金保険法の一部を改正する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○池田(元)議員　ただいま議題となりました金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融再生委員会設置法案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

場当たり、その場しのぎという言葉に代表されます政府・自民党の不良債権問題への取り組みは、もはや完全に破綻状態にあります。

政府は、ことし三月、大手銀行に対して一兆八千億円もの公的資金を投入いたしました。しかし、現在深刻な経営危機に陥っております日本長期信用銀行を見ればわかるとおり、この無原則、護送船団行政そのものの資本注入は、効果を上げるどころか、早くも巨額の評価損、損失を出すなど、国民にとって有害無益であることが証明されました。また、政府・与党がここへ来て破綻前処理というあいまいな言葉を使い出したのは、この資本注入の誤りを無理やり正当化するところにねらいがあることは明らかであります。このような場当たり、その場しのぎの政策を続ける限り、我が国の金融システムに対する内外金融市場の信頼は永久に取り戻すことはできません。

こうした状況を踏まえて、私たちは、金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融再生法案を提出をいたしたものです。

まず、金融機能の再生のための緊急措置法案について、その大要を説明申し上げます。

第一に、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、新たに設置される金融再生委員会が主体となって、金融機関の破綻処理を二〇〇一年三月末までに集中的に実施することとしております。その際、破綻処理の原則として、不良債権等の財務内容を開示することや、経営内容が不健全な金融機関を存続させないこと、株主、経営者等の責任を明確にすること、預金者を保護すること、金融仲介機能を維持すること、破綻処理に係る費用を最小化することという六つの原則を掲げております。

第二に、金融機関の財務内容の透明性を確保するため、金融機関に対して定期的に資産の査定と公表を義務づけることとしております。

第三に、金融機関が破綻した場合に、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融再生委員会が裁判所の認可を受けて金融整理管財人を選任し、原則として一年間、当該破綻金融機関の業務及び財産の管理を命じることとしております。その際、金融整理管財人は、被管理金融機関をほかの金融機関に営業譲渡する等のために、資金の貸し付けその他の業務の暫定的な維持継続や業務の整理及び合理化に関する方針等に関する計画を作成し、計画の実行に関し必要な措置を講じることとしているほか、被管理金融機関の経営者等の責任を明確にするための措置をとらなければならないこととしております。

第四に、銀行が破綻した場合に、他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させるおそれがある場合、または当該破綻銀行が業務を行っている地域または分野における経済活動に極めて重大な障害が生じるおそれがある場合は、金融再生委員会は、裁判所の認可を受けて当該破綻銀行の特別公的管理を開始することができることとしております。その際、特別公的管理銀行は、金融再生委員会の承認を得て資金の貸し付けその他の業務を行うとともに、経営合理化計画を作成し、二〇〇一年三月末までに営業譲渡や株式の譲渡等によって特別管理を終えることとしております。

第五に、国民に対する背信行為とも言える公的資金による資本注入を認める金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律は、直ちに廃止することとしております。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

本法律案は、金融機関の破綻の責任を明確にしつつ、破綻の処理を円滑かつ効果的に行うことにより信用秩序の維持に資するため、整理回収機構を設立するなどの所要の規定の整備を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、整理回収機構は、破綻金融機関からその営業を譲り受け、その整理を行うことや、破綻金融機関からその資産を買い取り、その管理、処分を行うこととしております。

第二に、整理回収機構の職員は、必要な場合は債務者等が所有する不動産に立ち入ることができる等の立入調査権を有することとしております。

第三に、整理回収機構は、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構の営業の全部を引き継ぎ、その業務を行うことができることとしております。

次に、金融再生委員会設置法案について御説明申し上げます。

本法律案は、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻に対し必要な措置を講ずるとともに、銀行業、保険業、証券業、その他金融業を営む民間事業者等について検査その他の監督をすること等を主たる任務とする金融再生委員会を設置するものであります。

大蔵省や金融監督庁に対する国民や金融市場の信頼が雲散霧消した今、彼らに不良債権問題の解決を託すことはできません。金融再生委員会は、隠ぺい、先送り、国民への負担押しつけを繰り返してきた大蔵省による護送船団行政と決別し、不良債権問題の抜本的解決を図るための施策を講じる主体となるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として金融再生委員会を設置することとしております。

第二に、金融再生委員会の所掌事務及び権限を、金融制度の調査、企画及び立案をすること、破綻した金融機関の金融整理管財人による管理、破綻した銀行の特別公的管理に関すること、銀行業を営む者の検査その他の監督に関すること等と定めることとしております。

第三に、金融再生委員会の委員長は、国務大臣をもって充てることとしております。

第四に、国家行政組織法第三条第三項ただし書きの規定に基づいて、金融再生委員会に金融監督庁を置くこととしております。

第五に、金融再生委員会に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の規定に基づき預金保険機構が取得する特別公的管理銀行の株式の対価を決定するため、株価算定委員会を置くこととしております。

次に、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、金融再生委員会設置法の施行に伴い必要となる関係法律の整備を行うものであります。

以上が、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融再生委員会設置法案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の趣旨であります。

最後に、私たち野党三会派は、影響の大きい銀行の危機に対応できない政府・自民党案では、どんなに修正しても完全な金融再生の道筋は描けないと考えております。危機に広く迅速に対応できる野党三会派案の早期成立こそが唯一の金融再生、経済再生の道であると確信しております。自民党が、大きな欠陥のある政府提出法案を取り下げて、三会派案について協議をするというのであれば、積極的に対応していきたいと考えております。

この国会で金融再生の道筋をつけることは、与野党を超えた国民に対する政治家の責務であると考えております。各党、特に自民党の皆さん、この危機に当たって、従来の行きがかりを捨てて虚心に我々の提案に耳を傾け、賛同されるようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を終わります。

○相沢委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る七日月曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十二分散会

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　金融機関の破綻の処理（第三条―第五条）
第三章　金融機関の財務内容等の透明性の確保（第六条・第七条）
第四章　破綻した金融機関の金融整理管財人による管理（第八条―第二十七条）
第五章　破綻した銀行の特別公的管理（第二十八条―第四十五条）
第六章　預金保険機構の業務の特例等（第四十六条―第五十二条）
第七章　雑則（第五十三条―第五十八条）
第八章　罰則（第五十九条―第六十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下するとともに、我が国の金融システムに対する内外の信頼が失われつつある状況にあることにかんがみ、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、破綻した金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した銀行の特別公的管理の制度を設けること等により信用秩序の維持と預金者等の保護を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「銀行」とは、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行及び長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。

2　この法律において「金融機関」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。

3　この法律において「預金等」とは、預金保険法第二条第二項に規定する預金等をいう。

4　この法律において「預金者等」とは、預金保険法第二条第三項に規定する預金者等をいう。

5　この法律において「被管理金融機関」とは、第八条第一項の規定により金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。

6　この法律において「特別公的管理銀行」とは、第二十八条第一項の規定により特別公的管理の開始の決定をされた銀行をいう。

第二章　金融機関の破綻の処理

（金融機関の破綻処理の原則）

第三条　我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融再生委員会が講ずる金融機関の破綻に対する施策は、次に掲げる原則によるものとし、平成十三年三月三十一日までに、集中的に実施するものとする。

一　破綻した金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示すること。

二　経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないものとすること。

三　破綻した金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にするものとすること。

四　預金者等を保護するものとすること。

五　金融機関の金融仲介機能を維持するものとすること。

六　金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすること。

（金融再生委員会に対する意見の申出）

第四条　預金保険機構（以下「機構」という。）は、前条の原則により講ずべき施策に関する事項その他破綻した金融機関の処理の方法に関し、金融再生委員会に対して意見を述べることができる。

（国会に対する報告）

第五条　政府は、おおむね六月に一回、又はその求めがあったときは直ちに、破綻した金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況を国会に報告しなければならない。

第三章　金融機関の財務内容等の透明性の確保

（資産の査定の報告）

第六条　金融機関は、決算期その他金融再生委員会規則で定める期日において資産の査定を行い、金融再生委員会規則で定めるところにより、資産査定等報告書を作成し、金融再生委員会（当該金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあっては、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とする。）に提出しなければならない。

2　前項の「資産の査定」とは、金融再生委員会規則で定める基準に従い、回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性に応じてその有する債権その他の資産を区分することをいう。

（資産の査定の公表）

第七条　金融機関は、前条の規定による資産の査定を行ったときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、その区分に係る資産の合計額その他の金融再生委員会規則で定める事項を公表しなければならない。

第四章　破綻した金融機関の金融整理管財人による管理

（業務及び財産の管理を命ずる処分）

第八条　金融再生委員会（この項に規定する処分に係る金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあっては、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とする。第三項（第十条第二項において準用する場合を含む。）、次条第二項、第十条第一項、第十二条第二項から第四項まで、第十四条、第十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第十六条、第二十条第一項、第二十六条、第五十四条並びに第五十五条において同じ。）は、平成十三年三月三十一日までを限り、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であって、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の認可を受けて、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）をすることができる。

一　当該金融機関について営業譲渡等（他の金融機関への営業若しくは事業の譲渡若しくは他の金融機関との合併又は他の金融機関若しくは銀行持株会社等に株式を取得されることによりその子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社をいう。）となることをいう。以下同じ。）が行われないこと。

二　その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

2　前項に規定する「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一　銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社

二　株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。）となることについて同項の認可を受けた会社

3　金融再生委員会は、第一項の規定により管理を命ずる処分をしたときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、これを公告しなければならない。

三　長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

四　株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社（長期信用銀行法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。）となることについて同項の認可を受けた会社

4　一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合の監督に係る都道府県知事が当該信用協同組合に対して管理を命ずる処分をしたときは、直ちに、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

（裁判所の認可）

第九条　裁判所は、前条第一項の認可の申請があった場合において、当該申請が同項に規定する要件に該当すると認めるときは、当該申請のあった日又はその翌日において、当該申請に係る管理を命ずる処分の認可をしなければならない。

2　裁判所は、前項の認可をしたときは、その旨を金融再生委員会に通知しなければならない。

（管理を命ずる処分の取消し）

第十条　金融再生委員会は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなったと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2　第八条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第八条第四項の規定は、都道府県知事が第一項の規定により管理を命ずる処分を取り消した場合について準用する。

（株主の名義書換の禁止）

第十一条　被管理金融機関が銀行である場合において、金融再生委員会は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。

（金融整理管財人の選任等）

第十二条　第八条第一項の規定による管理を命ずる処分があったときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十七条（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十九条、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十四条及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十四条において準用する場合を含む。）、商法第二百八十条ノ十五、同法第三百八十条（信用金庫法第五十二条第三項（同法第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法第五十七条第三項（同法第五十七条の三第四項において準用する場合を含む。）及び労働金庫法第五十七条第三項（同法第六十一条第五項において準用する場合を含む。）、商法第四百十五条（信用金庫法第六十一条、中小企業等協同組合法第六十六条及び労働金庫法第六十五条において準用する場合を含む。）及び商法第四百二十八条（信用金庫法第二十八条、中小企業等協同組合法第三十二条及び労働金庫法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による取締役（被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、理事。以下同じ。）の権利についても、同様とする。

2　金融再生委員会は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の金融整理管財人を選任しなければならない。この場合において、金融再生委員会は、機構の意見を聴かなければならない。

3　金融再生委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定により金融整理管財人を選任した後においても、更に金融整理管財人を選任し、又は金融整理管財人が被管理金融機関の業務及び財産の管理を適切に行っていないと認めるときは、金融整理管財人を解任することができる。

4　金融再生委員会は、第二項若しくは前項の規定により金融整理管財人を選任したとき又は同項の規定により金融整理管財人を解任したときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、被管理金融機関にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。

5　第八条第四項の規定は、都道府県知事が第二項又は第三項の規定により金融整理管財人を選任した場合及び同項の規定により金融整理管財

人を解任した場合について準用する。

6　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第九十七条、第九十八条、第九十八条の四及び第二百八十五条の規定は金融整理管財人について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第九十七条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「金融再生委員会（当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあつては、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とする。以下同じ。）の承認」と、同法第九十八条中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「金融再生委員会の承認」と、同法第二百八十五条第一項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と、「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「金融整理管財人」と読み替えるものとする。

第十三条　法人は、金融整理管財人又は金融整理管財人代理となることができる。

2　機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務及び第四十八条に規定する業務のほか、金融整理管財人又は金融整理管財人代理となりその業務を行うことができる。

（金融整理管財人の報告義務）

第十四条　金融整理管財人は、就職の後遅滞なく、次に掲げる事項を調査し、金融再生委員会に報告しなければならない。

一　被管理金融機関が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯

二　被管理金融機関の業務及び財産の状況

三　被管理金融機関に係る営業譲渡等の見込み

四　前三号に掲げるもののほか、金融再生委員会規則で定める事項

五　その他必要な事項

2　金融再生委員会は、金融整理管財人に対し、前項の規定による調査及び報告に関し必要な措置を命ずることができる。

（業務及び財産の管理に関する計画の作成等）

第十五条　金融再生委員会は、被管理金融機関に係る営業譲渡等のため必要があると認めるときは、金融整理管財人に対し、次に掲げる事項を含む被管理金融機関の業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができる。

一　被管理金融機関の資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続に係る方針に関すること。

二　被管理金融機関の業務の整理及び合理化に関する方針その他被管理金融機関に係る営業譲渡等を円滑に行うための方策に関すること。

2　金融整理管財人は、前項の計画を作成したときは、金融再生委員会の承認を得なければならない。

3　金融整理管財人は、やむを得ない事情が生じた場合には、金融再生委員会の承認を得て、第一項の計画を変更し、又は廃止することができる。

4　金融整理管財人は、第二項の規定による承認又は前項の規定による変更の承認があったときは、遅滞なく、当該承認を得た第一項の計画又は前項の規定による変更後の計画（以下この条及び次条において「計画」という。）を実行に移さなければならない。

5　金融再生委員会は、金融整理管財人に対し、計画の実行に関し必要な措置を命ずることができる。

6　金融再生委員会は、必要があると認めるときは、金融整理管財人に対し、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

（報告又は資料の提出）

第十六条　金融再生委員会は、必要があると認めるときは、金融整理管財人に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況、計画の実施の状況等に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（金融整理管財人の調査等）

第十七条　金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、監査役（被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、監事。以下同じ。）及び支配人（被管理金融機関が信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、参事。）その他の使用人並びにこれらの者であった者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況（これらの者であった者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　金融整理管財人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（金融整理管財人等の秘密保持義務）

第十八条　金融整理管財人及び金融整理管財人代理は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職を退いた後も、同様とする。

2　金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

（被管理金融機関の経営者の破綻の責任を明確にするための措置）

第十九条　金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役若しくは監査役又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2　金融整理管財人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

（金融整理管財人と被管理金融機関との取引）

第二十条　金融整理管財人は、自己又は第三者のために被管理金融機関と取引するときは、金融再生委員会の承認を得なければならない。この場合においては、民法第百八条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

（会社整理に関する商法の規定の不適用）

第二十一条　商法第三百八十一条第一項、第三百八十六条第一項（第六号から第九号までを除く。）及び第二項、第三百八十七条第一項、第三百八十八条から第三百九十一条まで、第三百九十七条並びに第三百九十八条の規定は、管理を命ずる処分があった場合における当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関については、適用しない。

（株主総会等の特別決議等に関する特例）

第二十二条　被管理金融機関における商法第二百十四条第一項、第二百四十五条第一項、第二百八十条ノ二第二項、第三百四十六条若しくは第三百七十五条第一項の規定による決議、同法第三百四十三条、第三百四十五条第二項、第四百五条若しくは第四百八条第三項に規定する決議、信用金庫法第四十八条、中小企業等協同組合法第五十三条若しくは労働金庫法第五十三条の規定による議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七条第三項（第一号において準用する商法第四百八条第三項に係る部分に限る。）若しくは金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第六項の規定による合併決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代（以下「株主等」という。）の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2　被管理金融機関における商法第三百四十八条第一項若しくは第四百八条第四項の規定による決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第三項（第一号において準用する商法第四百八条第四項に係る部分及び金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第三項第二号に係る部分に限る。）の規定による合併決議若しくは同条第五項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であって出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3　第一項の規定により仮にした決議、議決又は合併決議（以下「仮決議等」という。）があった場合においては、各株主等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の株主総会又は総会若しくは総代会（以下「株主総会等」という。）を招集しなければならない。

4　前項の株主総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議等をした事項に係る決議、議決又は合併決議があったものとみなす。

5　前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議又は合併決議があった場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第二項に規定する多数」と読み替えるものとする。

（株主総会等の特別決議等に代わる許可）

第二十三条　銀行である被管理金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、商法第二百四十五条、第三百七十五条及び第四百五条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一　営業の全部又は重要な一部の譲渡

二　資本の減少

三　解散

2　信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である被管理金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八条、中小企業等協同組合法第五十三条及び労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一　解散

二　事業の全部の譲渡

3　金融整理管財人は、商法第二百五十七条第一項（同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法第三十八条第一項、中小企業等協同組合法第四十一条第一項及び労働金庫法第四十一条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役又は監査役を解任することができる。

4　前三項に規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があったときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議又は議決があったものとみなす。

5　代替許可に係る事件は、当該被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

6　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十三条ノ二第四項及び第五項の規定は、代替許可の申立てがあった場合について準用する。

7　代替許可の申立てに係る裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

8　前三項に規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法第一編（第二条から第四条まで、第十五条及び第十六条を除く。）の規定を準用する。

（代替許可に係る登記の特例）

第二十四条　前条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第一号に掲げる事項又は同条第三項に定める事項に係る代替許可があった場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

（債権者保護手続の特例）

第二十五条　銀行である被管理金融機関が資本減少の決議をした場合においては、預金者その他政令で定める債権者に対する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条の規定による催告は、することを要しない。

（管理の終了）

第二十六条　金融整理管財人は、管理を命ずる処分があった日から一年以内に、被管理金融機関の営業譲渡その他の方法により、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内にその管理を終えることができない場合には、金融再生委員会の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

（金融再生委員会規則への委任）

第二十七条　この章の規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、金融再生委員会規則で定める。

第五章　破綻した銀行の特別公的管理

（特別公的管理の開始の決定）

第二十八条　金融再生委員会は、銀行がその財産をもって債務を完済することができない場合その他銀行がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合又は銀行が預金等の払戻しを停止した場合であって、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する地方裁判所の認可を受けて、当該銀行につき、特別公的管理の開始の決定（以下「特別公的管理開始決定」という。）をすることができる。

一　当該銀行について営業譲渡等が行われないこと。

二　当該銀行の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じさせるおそれがあること。

イ　他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることとなる等により、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態

ロ　当該銀行が業務を行っている地域又は分野における融資比率が高率である等の理由により、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態

三　この章に定める特別公的管理以外の方法によっては前号イ又はロに掲げる事態を回避することができないこと。

2　金融再生委員会は、特別公的管理開始決定をしたときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、これを公告しなければならない。

（裁判所の認可）

第二十九条　裁判所は、前条第一項の認可の申請があった場合において、当該申請が同項に定める要件に該当すると認めるときは、当該申請のあった日又はその翌日において、当該申請に係る特別公的管理開始決定の認可をしなければならない。

2　裁判所は、前項の認可をしたときは、その旨を金融再生委員会に通知しなければならない。

（特別公的管理銀行の株式の取得の決定）

第三十条　金融再生委員会は、特別公的管理開始決定と同時に、機構が当該特別公的管理開始決定に係る特別公的管理銀行の株式を取得することを決定するものとする。

2　金融再生委員会は、前項の決定をしたときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、その旨を機構及び当該特別公的管理銀行に通知するとともに、これを公告しなければならない。

（株式の取得等）

第三十一条　前条第二項の規定による公告があった場合には、特別公的管理銀行の株式は、当該公告があった時（以下「公告時」という。）に、機

構が取得する。

2　前項の規定により機構が取得した株式（以下「取得株式」という。）に係る株券（端株券を含む。以下同じ。）は、公告時において無効とする。

3　第一項の規定による株式の取得については、商法第二百五条第一項及び第二百六条第一項の規定は、適用しない。

（株式の対価）

第三十二条　株価算定委員会は、金融再生委員会規則で定める算定基準に従い、取得株式の対価を決定するものとする。

2　金融再生委員会は、前項の算定基準を定めたときは、これを公示するものとする。

3　第三十条第二項の規定は、第一項の規定により取得株式の対価を定めた場合について準用する。

（株式の対価の支払の請求）

第三十三条　公告時において特別公的管理銀行の株主（端株主を含む。）であった者（以下「旧株主」という。）は、機構に対し、取得株式の対価の支払を請求することができる。

2　第三十一条第二項の規定により無効とされた株券の占有者は、公告時の適法な所持人と推定する。

3　第一項の規定による取得株式の対価の支払方法その他取得株式の対価の支払に関し必要な事項は、政令で定める。

（供託）

第三十四条　機構は、次に掲げる場合には、取得株式の対価を供託することができる。

一　取得株式の対価の支払を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は取得株式の対価を受領することができないとき。

二　機構が過失がなくて取得株式の対価の支払を受けるべき者を確知することができないとき。

三　機構が差押え又は仮差押えにより取得株式の対価の支払を禁じられたとき。

四　その他政令で定める事由があるとき。

2　前項の規定による取得株式の対価の供託は、政令で定める供託所にしなければならない。

3　機構は、第一項の規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を取得株式の対価を取得すべき者に通知しなければならない。

（担保権の消滅等）

第三十五条　第三十一条第一項の規定により機構が特別公的管理銀行の株式を取得したときは、当該株式を目的とする質権その他の担保権は、消滅する。

2　前項の場合において、これらの権利は、第二十三条第一項の規定により旧株主が受けるべき取得株式の対価に対しても行うことができる。ただし、その支払の前に差押えをしなければならない。

（政令への委任）

第三十六条　前二条に定めるもののほか、取得株式につき質権その他の担保権を有する者その他の政令で定める関係人がある場合における取得株式の対価の支払について必要な事項は、政令で定める。

（旧株主等に周知させるための措置）

第三十七条　機構は、第三十条第一項の規定による公告があったときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、同条第一項の規定による決定の内容その他金融再生委員会規則で定める事項について、旧株主その他関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（特別公的管理銀行の役員の選任及び解任の特例）

第三十八条　機構は、商法第二百五十四条第一項（同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、金融再生委員会の指名に基づき、特別公的管理銀行の取締役及び監査役を選任することができる。

2　機構は、商法第二百五十七条第一項（同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行の取締役又は監査役を解任することができる。

（特別公的管理銀行の報告義務）

第三十九条　特別公的管理銀行は、特別公的管理開始決定の後遅滞なく、次に掲げる事項を調査し、金融再生委員会に報告しなければならない。

一　特別公的管理銀行について特別公的管理開始決定が行われる状況に至った経緯

二　特別公的管理銀行の業務及び財産の状況

三　前二号に定めるもののほか、金融再生委員会規則で定める事項

四　その他必要な事項

2　金融再生委員会は、特別公的管理銀行に対し、前項の規定による調査及び報告に関し必要な措置を命ずることができる。

（経営合理化計画の作成等）

第四十条　特別公的管理銀行は、金融再生委員会規則で定めるところにより、経営合理化計画を作成し、金融再生委員会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の経営合理化計画（以下この条及び第四十二条において「計画」という。）には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別公的管理銀行の資金の貸付けその他の業務の実施に係る方針

二　特別公的管理銀行の業務の整理及び合理化に係る方針

三　その他金融再生委員会規則で定める事項

3　金融再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理銀行に対し、計画の変更を命ずることができる。

（特別公的管理銀行の業務）

第四十一条　特別公的管理銀行は、資金の貸付けその他の業務を行う基準を作成し、金融再生委員会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（報告又は資料の提出）

第四十二条　金融再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理銀行に対し、その業務及び財産の状況、計画の実施の状況等に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（特別公的管理銀行の経営者の破綻の責任を明確にするための措置）

第四十三条　特別公的管理銀行は、その取締役若しくは監査役又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2　特別公的管理銀行の取締役及び監査役は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

（準用規定）

第四十四条　第二十五条の規定は、特別公的管理銀行が資本減少の決議をした場合について準用する。

（特別公的管理の終了）

第四十五条　金融再生委員会は、平成十三年三月三十一日までに、機構又は特別公的管理銀行に次に掲げる措置を行わせることにより、この章に定める特別公的管理を終えるものとする。

一　特別公的管理銀行の営業の譲渡

二　特別公的管理銀行の株式の譲渡その他の処分

第六章　預金保険機構の業務の特例等

（機構の業務の特例）

第四十六条　機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一　第三十一条第一項の規定により特別公的管理銀行の株式を取得すること。

二　第三十八条の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役を選任し、又は解任すること。

三　次条の規定により特別公的管理銀行に対しその業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

四　第四十八条の規定により特別公的管理銀行に対しその業務の実施により生じた損失の補

てんを行うこと。

五　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（資金の貸付け）

第四十七条　機構は、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行に対し、その業務に必要な資金を貸し付けることができる。

（損失の補てん）

第四十八条　機構は、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行に対し、その業務の実施により生じた損失の補てんを行うことができる。

（区分経理）

第四十九条　機構は、第四十六条の規定による業務（以下「金融再生業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融再生勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（借入金）

第五十条　機構は、金融再生業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、金融再生委員会の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

2　日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3　農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができる。

（政府保証）

第五十一条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れに係る債務の保証をすることができる。

（金融再生勘定の廃止）

第五十二条　機構は、平成十二年度末において、金融再生勘定を廃止するものとする。

2　機構は、金融再生勘定の廃止の際、金融再生勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

第七章　雑則

（金融機関の申出）

第五十三条　金融機関は、平成十三年三月三十一日までを限り、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、金融再生委員会（当該金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合の監督に係る都道府県知事とする。）に申し出なければならない。

（通知及び登記）

第五十四条　金融再生委員会は、管理を命ずる処分をしたとき又は特別公的管理開始決定をしたとき若しくは管理を命ずる処分を取り消したとき又は特別公的管理を終了したときは、直ちに、被管理金融機関又は特別公的管理銀行の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書又は決定書の謄本を添付して、被管理金融機関又は特別公的管理銀行の本店又は主たる事務所の所在地及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

（裁判所の認可）

第五十五条　金融再生委員会は、第十条第一項の規定により管理を命ずる処分を取り消し、第十一条の規定により株主の名義書換を禁止し、第十二条第二項若しくは第三項の規定により金融整理管財人を選任し、若しくは解任し、第十五条第一項の規定により計画の作成を命じ、同条第二項若しくは第三項の規定により承認をし、同条第五項若しくは第六項の規定により必要な措置若しくは計画の変更若しくは廃止を命じ、第二十六条の規定により承認をし、第三十八条第一項の規定により指名をし、同条第二項の規定により承認をし、第四十条第一項の規定により承認をし、同条第三項の規定により計画の変更を命じ、又は第四十一条の規定により承認をしようとするときは、これらの処分その他の行為に係る被管理金融機関又は特別公的管理銀行の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の認可を受けなければならない。

（訴訟）

第五十六条　第三十二条第一項の規定により株価算定委員会が決定した取得株式の対価に不服のある者は、同条第三項において準用する第三十条第二項の規定による公告があった日から起算して六月以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。

2　前項の規定による訴えにおいては、機構を被告としなければならない。

（預金保険法の適用）

第五十七条　この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第　号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務（金融機能再生緊急措置法第四十六条に規定する業務を除く。）」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、「認可を受けなければならない」とあるのは「認可を受け、又は承認を得なければならない」と、「認可を受けなかった」とあるのは「認可を受けず、又は承認を得なかった」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第四十六条に規定する業務」とする。

（政令への委任）

第五十八条　この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第八章　罰則

第五十九条　第六条第一項の資産査定等報告書に虚偽の記載をして提出した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第六条第一項の規定に違反して、資産査定等報告書の提出をしない者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十条　金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人である場合において、その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に関し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を収受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3　犯人又は法人たる金融整理管財人若しくは金融整理管財人代理の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十一条　前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条　第十八条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条　被管理金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であった者が第十七条第一項（第十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条　第十六条又は第四十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第六十五条　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を科する。

一　第五十九条第一項　五億円以下の罰金刑

二　第五十九条第二項　三億円以下の罰金刑

第六十六条　被管理金融機関の取締役又は理事が金融整理管財人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2　金融整理管財人が第十条第一項の規定により同項に規定する管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融機関の取締役若しくは理事又は清算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

3　金融機関の取締役又は理事が第五十三条の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第　号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条、第四条、第十二条及び第十三条の規定　公布の日

二　附則第五条から第十一条までの規定　預金保険法の一部を改正する法律（平成十年法律第　号）第二条の規定の施行の日

（経過措置）

第二条　金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）の施行の日の前日までの間における第二条第一項並びに第八条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第一項中「及び長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行」とあるのは、「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）第十二条の規定による廃止前の外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第二条第一項に規定する外国為替銀行」と、第八条第一項中「銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律による改正前の銀行法（以下「旧銀行法」という。）第五十二条の二第二項に規定する子会社又は同条第三項の規定により子会社とみなされる会社」と、同条第二項中「銀行法第二条第十一項」とあるのは「旧銀行法第五十二条の二第一項」と、「銀行法第五十二条の二第一項」とあるのは「旧銀行法第五十二条の三第一項」とする。

（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止）

第三条　金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）は、廃止する。

（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（以下「旧金融機能安定化法」という。）第二条第一項の規定に基づく金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定（以下「旧協定」という。）に係る旧協定銀行（旧金融機能安定化法第二条第六項に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）の業務（前条の規定の施行の際有する取得優先株式等（旧金融機能安定化法第三条第二項第三号に規定する取得優先株式等をいう。以下同じ。）及び取得貸付債権（同項第四号に規定する取得貸付債権をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）及び当該業務に係る機構の業務については、附則第七条第一項第一号の規定の施行の日までの間、旧金融機能安定化法の規定は、なおその効力を有する。

第五条　機構は、整理回収機構が附則第七条第一項第一号の規定により旧協定銀行から譲り受けた営業に関する業務を終了するまでの間、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一　整理回収機構に対し、附則第七条第一項の規定による業務の実施により生じた損失について、政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うこと。

二　附則第七条第三項の規定に基づき整理回収機構から納付される金銭の収納を行うこと。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の規定による業務に係る経理については、金融再生勘定において整理しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による業務を行うため必要があるときは、整理回収機構に対し、附則第七条第一項の規定による業務の実施又は財務の状況に関し、報告を求めることができる。

第六条　前条の規定による機構の業務が行われる場合には、同条の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第　号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）附則第五条の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは「第三十七条第一項を除き、以下同じ」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能再生緊急措置法附則第五条の規定による業務を行う場合にあつては、旧金融機能安定化法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法附則第五条」と、同法第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法附則第五条の規定」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務（金融機能再生緊急措置法附則第五条に規定する業務を除く。）」と、同法第九十一条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法附則第五条に規定する業務」とする。

第七条　整理回収機構は、預金保険法附則第六条の二十四に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一　旧協定銀行から、その営業（旧金融機能安定化法第三条第二項に規定する金融機関等の自己資本充実のための業務に限る。）の全部を

譲り受けること。

二　機構から委託を受けて、前号の規定により旧協定銀行から譲り受けた取得優先株式等及び取得貸付債権について、金融再生委員会の定めるところにより、譲渡その他の処分を行うこと。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　整理回収機構は、取得優先株式等及び取得貸付債権については、できる限り早期に、譲渡その他の処分を行うものとする。

3　整理回収機構は、第一項の業務により利益が生じたときは、政令で定めるところにより、当該利益に相当する金額を機構に納付しなければならない。

4　整理回収機構は、第一項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第八条　前条の規定による整理回収機構の業務が行われる場合には、同条の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法附則第六条の三十中「読み替えるものとする」とあるのは「、第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第　号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)附則第七条」と読み替えるものとする」と、同法附則第六条の三十一中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法附則第七条の規定」と読み替えるものとする」と、同法附則第二十六条第三号中「附則第六条の二十四に規定する業務」とあるのは「附則第六条の二十四に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法附則第七条に規定する業務」とする。

第九条　附則第五条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十条　機構は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧金融機能安定化法第二十八条に規定する金融危機管理基金(以下「基金」という。)に旧金融機能安定化法第三十一条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　機構は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、第一項の規定により返還することとなる国債のほかに基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

第十一条　機構は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、政令で定めるところにより、附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧金融機能安定化法第十条に規定する金融危機管理勘定に属する資産及び負債を、金融再生勘定に帰属させるものとする。

第十二条　附則第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

第十三条　附則第二条及び第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下するとともに、我が国の金融システムに対する内外の信頼が失われつつある状況にあることにかんがみ、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、破綻した金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した銀行の特別公的管理の制度を設けること等により信用秩序の維持と預金者等の保護を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、政府が保証することができる金額の限度は、当面、元本金額の合計額十兆円及びその利息に相当する金額となる見込みである。

金融再生委員会設置法案

目次

金融再生委員会設置法
第一章　総則(第一条)
第二章　金融再生委員会
第一節　通則(第二条―第十五条)
第二節　金融監督庁
第一款　通則(第十六条―第二十条)
第二款　証券取引等監視委員会(第二十一条―第三十二条)
第三節　株価算定委員会(第三十三条―第三十六条)
附則

第一章　総則

(目的)

第一条　この法律は、金融再生委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二章　金融再生委員会

第一節　通則

(設置)

第二条　国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融再生委員会を設置する。

(任務)

第三条　金融再生委員会は、金融制度及び証券取引制度について調査、企画及び立案をするほか、法令の定めるところにより、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻に対し必要な施策を講ずるとともに、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護並びに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について免許及び検査その他の監督をし、並びに証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条　金融再生委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従ってなされなければならない。

一　金融制度の調査、企画及び立案をすること。

二　破綻した金融機関の金融整理管財人による管理、破綻した銀行の特別公的管理その他金融機関の破綻の処理に関すること。

三　銀行業、信託業及び無尽業の免許並びにこれらを営む者の検査その他の監督に関すること。

四　銀行持株会社の認可及び検査その他の監督に関すること。

五　信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業の免許並びに信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者並びに信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の検査その他の監督に関すること。

六　預金保険機構及び整理回収機構並びに農水産業協同組合貯金保険機構の監督に関すること。

七　生命保険業及び損害保険業の免許並びにこれらを営む者の検査その他の監督に関すること。

八　保険持株会社の認可及び検査その他の監督に関すること。

九　保険契約者保護機構(保険業法(平成七年法

律第百五号）に規定する保険契約者保護機構をいう。）の設立の認可及び監督に関すること。

十　地震再保険事業に関すること。

十一　自動車損害賠償責任共済に関すること。

十二　証券取引制度の調査、企画及び立案をすること。

十三　証券業を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

十四　投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する投資者保護基金をいう。）の設立の認可及び監督に関すること。

十五　証券金融会社及び証券投資信託委託業を営む者の認可及び検査その他の監督に関すること。

十六　証券投資法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する証券投資法人をいう。）の登録及び検査その他の監督に関すること。

十七　証券取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。

十八　証券業協会の設立の認可及び検査その他の監督に関すること。

十九　証券投資信託協会の監督に関すること。

二十　投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）に規定する投資顧問業をいう。）を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

二十一　証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の検査その他の監督に関すること。

二十二　有価証券の発行に関する届出書又は発行登録書等、有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書及び有価証券に関する報告書についての審査及び処分に関すること。

二十三　企業会計の基準の設定に関すること。

二十四　企業資本その他企業の財務に関すること。

二十五　公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監督に関すること。

二十六　社債等の登録に関すること。

二十七　金融先物取引業（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）に規定する金融先物取引業をいう。）を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。

二十八　金融先物取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。

二十九　金融先物取引業協会の検査その他の監督に関すること。

三十　貸金業（貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）に規定する貸金業をいう。）を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

三十一　抵当証券業（抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）に規定する抵当証券業をいう。）を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

三十二　抵当証券保管機構の指定及び検査その他の監督に関すること。

三十三　抵当証券業協会の検査その他の監督に関すること。

三十四　商品投資販売業（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）に規定する商品投資販売業をいう。）、特定債権等譲受業及び小口債権販売業（特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）に規定する特定債権等譲受業及び小口債権販売業をいう。）並びに不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。

三十五　前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の適用を受ける前払式証票の規制に関すること。

三十六　日本銀行に関すること。

三十七　準備預金制度に関すること。

三十八　金融機関の金利を調整すること。

三十九　国民貯蓄計画を樹立し、国民貯蓄を奨励すること。

四十　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。

四十一　預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）に規定する預り金をいう。）となるべき金銭の受入れについての情報の収集に関すること。

四十二　証券取引及び金融先物取引に係る犯則事件の調査に関すること。

四十三　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融再生委員会に属させられた事務

（組織）

第五条　金融再生委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

（委員長）

第六条　委員長は、国務大臣をもって充てる。

2　委員長は、会務を総理し、金融再生委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任命）

第七条　委員は、経済、金融又は法律に関して優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　委員に欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

（任期）

第八条　委員の任期は、別に法律で定める金融再生委員会の廃止の日までとする。

（身分保障）

第九条　委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二　禁錮以上の刑に処せられたとき。

三　金融再生委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（委員の罷免）

第十条　内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

（委員の服務等）

第十一条　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3　委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4　委員の給与は、別に法律で定める。

（会議）

第十二条　金融再生委員会は、委員長が招集する。

2　金融再生委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　金融再生委員会の議事は、出席者の過半数で

これを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（規則の制定）

第十三条　金融再生委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、金融再生委員会規則を制定することができる。

（事務局）

第十四条　金融再生委員会の事務を処理させるため、金融再生委員会に事務局を置く。

（関係行政機関との協力等）

第十五条　金融再生委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2　金融再生委員会及び大蔵大臣は、それぞれその所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

第二節　金融監督庁

第一款　通則

（設置）

第十六条　国家行政組織法第三条第二項ただし書の規定に基づいて、金融再生委員会に、金融監督庁を置く。

（任務及び長）

第十七条　金融監督庁は、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護するとともに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について検査その他の監督をし、及び証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

2　金融監督庁の長は、金融監督庁長官とする。

（所掌事務）

第十八条　金融監督庁は、第四条第三号から第五号まで、第七号、第八号、第十一号、第十三号、第十五号から第二十一号まで、第二十七号から第三十五号まで及び第四十一号に掲げる事務（法律に基づく金融再生委員会の権限に属する事項に係るものを除く。）並びに同条第四十二号に掲げる事務をつかさどる。

（関係行政機関との協力）

第十九条　金融監督庁長官及び金融関連業者（金融監督庁の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。）に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

（職員）

第二十条　この節に規定するもののほか、金融監督庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

第二款　証券取引等監視委員会

（設置及び所掌事務）

第二十一条　金融監督庁に、証券取引等監視委員会を置く。

2　証券取引等監視委員会は、第四条第十三号、第十七号、第十八号及び第二十七号から第二十九号までに掲げる事務に係る法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属させられた事項に係る事務並びに同条第四十二号に掲げる事務をつかさどる。

（職権の行使）

第二十二条　証券取引等監視委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第二十三条　証券取引等監視委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

2　委員長は、会務を総理し、証券取引等監視委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第二十四条　委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　委員長及び委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長及び委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長及び委員の任期）

第二十五条　委員長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員長及び委員は、再任されることができる。

3　委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（準用規定）

第二十六条　第九条から第十一条までの規定は、証券取引等監視委員会の委員長及び委員について準用する。

（会議）

第二十七条　証券取引等監視委員会は、委員長が招集する。

2　証券取引等監視委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

（事務局）

第二十八条　証券取引等監視委員会の事務を処理させるため、証券取引等監視委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4　事務局の内部組織は、政令で定める。

（勧告）

第二十九条　証券取引等監視委員会は、証券取引法その他の法律の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融再生委員会及び金融監督庁長官に勧告することができる。

2　金融再生委員会及び金融監督庁長官は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3　証券取引等監視委員会は、第一項の勧告をした場合には、金融再生委員会及び金融監督庁長官に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（建議）

第三十条　証券取引等監視委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について金融再生委員会又は金融監督庁長官に建議することができる。

（金融監督庁長官が行う検査についての報告の義務等）

第三十一条　金融監督庁長官は、その行う金融及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）で政令で定めるもの（以下この条において「金融機関等検査」という。）に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について証券取引等監視委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2　金融監督庁長官は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を証券取引等監視委員会に報告しなければならない。

3　証券取引等監視委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営そ

の他の施策について金融監督庁長官に建議することができる。

（公表）

第三十二条　証券取引等監視委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

第三節　株価算定委員会

（設置及び所掌事務）

第三十三条　金融再生委員会に、株価算定委員会を置く。

2　株価算定委員会は、第四条第二号に掲げる事務に係る法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属させられた事項に係る事務をつかさどる。

（組織）

第三十四条　株価算定委員会は、委員五人をもって組織する。

2　委員は、法務、金融、会計等に関し優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（委員長）

第三十五条　株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、株価算定委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（準用規定）

第三十六条　第七条第二項及び第三項、第八条から第十条まで並びに第十一条第一項及び第二項の規定は、株価算定委員会の委員長及び委員について準用する。

2　第十二条、第十五条第一項及び第二十八条の規定は、株価算定委員会について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（この法律の廃止）

第二条　この法律は、平成十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

（金融監督庁設置法の廃止）

第三条　金融監督庁設置法（平成九年法律第百一号）は、廃止する。

（経過措置等）

第四条　金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）の施行の日の前日までの間における第四条及び第十八条の規定の適用については、第四条中「次に掲げる事務」とあるのは「次に掲げる事務（第十六号に掲げるものを除く。）」と、同条第十三号中「登録」とあるのは「免許」と、同条第十五号中「証券投資信託委託業を営む者の認可」とあるのは「証券投資信託の委託会社の免許」と、第十八条中「から第十八号まで」とあるのは「、第十七号、第十八号」とする。

第五条　第七条第一項の規定による金融再生委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2　この法律の施行の日以後最初に任命される金融再生委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第六条　従前の証券取引等監視委員会は、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十五条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行前に従前の証券取引等監視委員会が内閣総理大臣、金融監督庁長官又は大蔵大臣に対してした附則第三条の規定による廃止前の金融監督庁設置法第十八条第一項の勧告又は同法第十九条若しくは第二十条第三項の建議については、これを、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、金融再生委員会又は金融監督庁長官に対してした勧告又は建議とみなして、この法律の規定を適用する。

第七条　附則第五条第一項の規定は、第三十四条第二項の規定による株価算定委員会の委員の任命のために必要な行為について準用する。

2　この法律の施行の日以後最初に任命される株価算定委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

（政令への委任）

第八条　附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

金融制度及び証券取引制度について調査、企画及び立案をするほか、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため金融機関の破綻に対し必要な施策を講ずるとともに、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等についての免許及び検査その他の監督並びに証券取引等の監視に関する事務を行うため、総理府の外局として、金融再生委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、金融再生委員会の設置等について、金融監督庁及び大蔵省金融企画局の既定経費のほか、新たに平年度約一億二千万円の経費を要する見込みである。

預金保険法の一部を改正する法律案

預金保険法の一部を改正する法律

（預金保険法の一部改正）

第一条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条の二」を「第六十七条」に改める。

第五条第二項、第十一条、第十七条及び第十九条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十一条第三項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ」を「金融再生委員会が」に改める。

第二十五条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（役員の任命）

第二十六条　役員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　役員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、役員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその役員を解任しなければならない。

第二十九条第一項中「大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」を「内閣総理大臣は、」に改め、同条第二項中「大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」を「内閣総理大臣は、」に改め、「、第二十六条の例により」を削る。

第三十条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十五条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三十六条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第三十九条及び第四十条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十一条中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十二条の見出し中「及び預金保険機構債券」を削り、同条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、「をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)」を削り、同条第四項から第八項までを削る。

第四十二条の二中「若しくは」を「又は」に改め、「又は債券」を削る。

第四十三条第一号及び第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三号中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十四条(見出しを含む。)中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十五条、第四十六条第一項及び第四十七条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十条第一項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第五十一条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は債券の発行」を削り、「返済し、又はその債券を償還する」を「返済する」に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十五条第二項中「内閣総理大臣、労働大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十六条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「第八十一条の三第四項」を「第八十一条の三第三項」に、「大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び都道府県知事とし、当該決定が労働金庫に関するものである場合には大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び労働大臣」を「、金融再生委員会及び都道府県知事」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十七条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第五十九条第一項中「贈与」の下に「、優先株式(その発行の時において議決権のない株式であつて、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。)その他政令で定める有価証券の引受け」を加え、同条第二項第四号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣(」を「金融再生委員会(」に、「内閣総理大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては内閣総理大臣及び労働大臣」を「、金融再生委員会及び都道府県知事」に改め、同条第六項を削る。

第六十条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「贈与」の下に「、優先株式その他政令で定める有価証券の引受け」を加え、同条第二項中「内閣総理大臣(」を「金融再生委員会(」に、「内閣総理大臣及び都道府県知事とし、労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び労働大臣」を「、金融再生委員会及び都道府県知事」に改め、同条第三項を削る。

第六十一条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項に次の一号を加える。

四　優先株式その他政令で定める有価証券の引受けを含む資金援助の申込みが行われる場合にあつては、当該救済金融機関の財務が健全であること。

第六十一条第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「協議し、労働金庫に対し同項の認定を行うときは、労働大臣の同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第五項及び第六項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第七項を削り、同条第八項ただし書中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十二条第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四項中「第七項」を「第六項」に改める。

第六十三条第二項から第四項まで及び第六項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第六十四条第三項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び都道府県知事とし、当該決定が労働金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び労働大臣」を「、金融再生委員会及び都道府県知事」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、金融再生委員会は、当該決定が優先株式その他政令で定める有価証券の引受けを含む資金援助を行う旨の決定であるときは、第六十一条第三項第四号の要件に該当することを示す資料を公表しなければならない。

第六十五条中「内閣総理大臣(労働金庫にあつては、内閣総理大臣及び労働大臣。第六十八条、第六十九条第一項及び第六項、第七十条第一項、第七十三条第六項、第七十四条第四項並びに第七十九条第一項及び第三項において同じ。)」を「金融再生委員会」に改める。

第六十六条第一項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加え、「内閣総理大臣(」を「金融再生委員会(」に、「内閣総理大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては内閣総理大臣及び労働大臣」を「、金融再生委員会及び都道府県知事」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四項を削る。

第六十七条の二を削る。

第六十八条、第六十九条第一項、第三項、第六項及び第七項、第七十条第一項並びに第七十三条第六項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第七十四条第四項及び第十一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第十二項を削る。

第七十九条第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第八十一条の三第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「大蔵大臣は、前項の同意を得て」を「金融再生委員会は」に改め、同項を同条第三項とする。

第八十一条の四第五項中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改める。

第八十三条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令で定める」を「第六十一条第一項の規定による認定その他金融再生委員会規則で定める処分に係る」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八十三条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第八十七条第二号中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改める。

第九十一条第一号及び第七号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第八号中「、第五十九条第六項、第六十条第三項、第六十一条第七項(第六十二条第四項において準用する場

合を含む。）、第六十六条第四項又は第七十四条第十二項」を削る。

附則第六条の二から第六条の八までを次のように改める。

（機構の業務の特例）

第六条の二　機構は、第三十四条に規定する業務のほか、附則第六条の三十五の規定による整理回収機構に対する出資及び資金の貸付け並びに附則第六条の三十六第二項の規定による整理回収機構に対する損失の補てんの業務を行うことができる。

（整理回収機構）

第六条の三　整理回収機構は、法人とする。

第六条の四　整理回収機構は、一を限り、設立されるものとする。

第六条の五　整理回収機構の資本金は、その設立に際し、機構が出資する額とする。

2　整理回収機構は、必要があるときは、金融再生委員会の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

第六条の六　整理回収機構は、その名称中に整理回収機構という文字を用いなければならない。

2　整理回収機構でない者は、その名称中に整理回収機構という文字を用いてはならない。

第六条の七　整理回収機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第六条の八　民法第四十四条及び第五十条の規定は、整理回収機構について準用する。

附則第六条の八の次に次の二十八条を加える。

第六条の九　整理回収機構を設立するには、機構が発起人となるものとする。

第六条の十　発起人は、速やかに、整理回収機構の定款を作成しなければならない。

2　前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金及び出資に関する事項

五　役員に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　財務及び会計に関する事項

八　定款の変更に関する事項

九　公告の方法

第六条の十一　発起人は、定款を作成したときは、速やかに、定款を金融再生委員会に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第六条の十二　発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を整理回収機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2　整理回収機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、機構に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

第六条の十三　整理回収機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　整理回収機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第六条の十四　整理回収機構に、役員として理事長一人、副理事長一人、理事十人以内及び監事三人を置く。

第六条の十五　理事長は、整理回収機構を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長の定めるところにより、整理回収機構を代表し、理事長を補佐して整理回収機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して整理回収機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは理事長の職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときは理事長の職務を行う。

4　監事は、整理回収機構の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は金融再生委員会に意見を提出することができる。

第六条の十六　理事長及び副理事長は、債権の回収に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　理事及び監事は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3　役員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前二項の規定にかかわらず、役員を任命することができる。

4　前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその役員を解任しなければならない。

第六条の十七　役員の任期は、二年とする。

2　役員は、再任されることができる。

第六条の十八　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

2　次に掲げる者は、理事長又は副理事長となることができない。

一　金融機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二　大蔵省の職員（非常勤の者を除く。）であつた者

三　日本銀行の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

第六条の十九　内閣総理大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　破産の宣告を受けたとき。

二　禁錮以上の刑に処せられたとき。

三　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四　職務上の義務違反があるとき。

第六条の二十　役員（監事を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第六条の二十一　整理回収機構と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が整理回収機構を代表する。

第六条の二十二　整理回収機構の職員は、理事長が任命する。

第六条の二十三　第二十二条及び第二十三条の規定は、整理回収機構の役員及び職員について準用する。

第六条の二十四　整理回収機構は、金融機関の破綻の責任を明確にしつつ破綻の処理を円滑かつ効率的に行うことにより信用秩序の維持に資するため、次の業務を行う。

一　破綻金融機関からその営業の全部又は一部を譲り受け、及びその営業の整理を行うこと。

二　破綻金融機関からその資産を買い取り、並びにその資産の管理及び処分を行うこと。

三　前二号に掲げる業務の円滑な実施を確保するため、破綻金融機関から承継し、又は

取得した貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号において同じ。）が隠ぺいされているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

四　金融機関の更生事件において保全管理人又は管財人としてその職務を行うこと及び金融機関の破産事件において破産管財人の委託を受けて債権の取立てを行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第六条の二十五　前条第一号に掲げる業務に係る第三章第四節の規定の適用については、整理回収機構を救済金融機関とみなす。この場合において、同節の規定の適用に関し、技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第六条の二十六　整理回収機構の職員は、附則第六条の二十四第三号に掲げる業務（以下この条において「特定業務」という。）を行う場合において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者の事務所、住居その他のその者が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入り、当該不動産の現況の確認をし、その者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類（以下この条及び附則第二十四条第二項第三号において「帳簿等」という。）の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者（当該居住者から当該住居の管理を委託された者を含む。次項において同じ。）の承諾を得なければならない。

一　特定業務に係る債務者

二　特定業務に係る債務者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三　特定業務に係る債務者に対し債権若しくは債務があり、又は当該債務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四　特定業務に係る債務者が株主又は出資者である法人

2　整理回収機構の職員は、特定業務を行う場合において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、特定業務に係る譲受債権等に係る債権の担保として第三者から提供を受けている不動産（以下この項において「担保不動産」という。）に立ち入り、若しくは当該担保不動産の現況の確認をし、又は次に掲げる者に当該担保不動産について質問し、若しくは当該担保不動産に関する帳簿等の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

一　当該担保不動産の所有者及びその者から当該担保不動産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

二　当該担保不動産を占有すると認めるに足りる相当の理由がある第三者

第六条の二十七　前条の場合において、整理回収機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2　前条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六条の二十八　整理回収機構は、附則第六条の二十四第四号に掲げる業務のうち破産管財人の委託を受けて債権の取立てを行う場合には、破産管財人のために自己の名をもつて、当該委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

第六条の二十九　整理回収機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、金融再生委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、金融再生委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

第六条の三十　第三十八条から第四十条まで、第四十二条第一項及び第三項、第四十三条並びに第四十四条の規定は、整理回収機構の財務及び会計について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「第三十四条第二号から第五号まで」とあるのは「附則第六条の二十四第一号及び第二号」と、「日本銀行」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

2　整理回収機構の会計については、会計検査院が検査する。

第六条の三十一　第四十五条及び第四十六条の規定は、整理回収機構について準用する。

第六条の三十二　第四十七条の規定は、整理回収機構の定款の変更について準用する。

第六条の三十三　整理回収機構は、附則第六条の二十四第一号及び第二号に掲げる業務の遂行に当たつては、破綻金融機関から取得した債権について、その債務者その他の関係者が負うべき民事上の責任を履行させるために、訴えの提起その他必要な措置をとるようにしなければならない。

2　整理回収機構は、服務に関する準則において、その役員又は職員が附則第六条の二十四第一号及び第二号に掲げる業務に係る職務を行うことにより犯罪があると思料したにもかかわらず、告発に向けて必要な措置をとらなかつたときは、当該役員又は職員を懲戒に付するようにしなければならない。

第六条の三十四　整理回収機構の解散については、別に法律で定める。

（出資等）

第六条の三十五　機構は、整理回収機構に対して、出資を行うことができる。

2　機構は、整理回収機構に対し、附則第六条の三十において準用する第四十二条第一項の資金の貸付けをすることができる。

3　機構は、第一項の規定による出資又は前項の規定による資金の貸付けを行おうとするときは、委員会の議決を経て、出資する金額又は貸し付ける金額を定め、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

（資産の買取りの委託等）

第六条の三十六　機構は、第六十四条第一項の規定により破綻金融機関の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、整理回収機構に対し、機構に代わつて当該資産の買取りを行うことを委託することができる。

2　機構は、前項の規定により破綻金融機関の資産の買取りを整理回収機構に委託したときは、整理回収機構に対し当該資産に係る業務により生じた損失の補てんを行うことができる。

3　機構が第一項の規定により破綻金融機関の資産の買取りを整理回収機構に委託したときは、同項の決定に係る資金援助のうち破綻金融機関の資産の買取りに関する契約は、第六十四条第四項の規定にかかわらず、整理回収機構が当該破綻金融機関との間で締結するものとする。この場合において、当該資産の買取りに関する契約は、同項の規定により機構が当該破綻金融機関との間で締結したものとみなして、第六十五条の規定を適用する。

附則第八条第一項第一号及び第六号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項及び第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第九条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第十条第一項中「（附則第六条の八におい

て準用する場合を含む。」を削り、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四項中「（附則第六条の八において準用する場合を含む。）」を削る。

附則第十一条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第十四条の二第一項中「附則第二十四条第二項第四号」を「附則第二十四条第二項第七号」に改める。

附則第十六条第一項中「、第六十条第一項、附則第六条の四第一項又は附則第六条の五第一項」を「又は第六十条第一項」に改め、「（附則第六条の八において準用する場合を含む。第五項において同じ。）」を削り、「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「又は特定合併」を削り、同条第三項及び第四項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第五項中「（附則第六条の八において準用する場合を含む。）」及び「又は特定合併」を削り、「第六十四条第一項」を「同条第一項」に改める。

附則第十七条第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「第四項並びに」を削り、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第十八条第一項第一号中「及び附則第六条の二に規定する資金援助」を削り、同項第三号中「附則第六条第一項」を「附則第六条の二及び第七条第一項」に改める。

附則第十九条の三第二項及び第十九条の四第五項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

附則第二十条の見出しを「（借入金の特例、政府による保証等）」に改め、同条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「日本銀行若しくは」を「日本銀行又は」に改め、「をし、又は債券の発行（債券の借換えのための発行を含む。）」を削り、同条第二項中「又は債券の発行」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　政府は、機構が附則第十六条及び第十七条に規定する業務を終了した日として政令で定める日において特例業務勘定に累積欠損金として金融再生委員会規則で定めるところにより計算した金額（特例業務勘定に金融再生委員会規則で定めるところにより計算した責任準備金の額があるときは、当該責任準備金の額を控除した金額）があるときは、当該金額の範囲内において、前項において準用する第四十二条の二の規定による債務の保証に係る保証債務の履行をすることができる。

附則第二十条の三中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

附則第二十二条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

整理回収機構が附則第六条の二十四第一号の規定による破綻金融機関の営業の全部若しくは一部の譲受け又は同条第二号の規定による破綻金融機関の資産の買取り（次項において「譲受け等」という。）により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、金融再生委員会規則で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2　整理回収機構が譲受け等により取得をした土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、整理回収機構に係る同法第六十二条の三及び第六十三条の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

附則第二十三条第一項第三号中「附則第七条第一項」を「附則第六条の二及び第七条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「附則第七条第一項」を「附則第六条の二及び第七条第一項」に改め、同項第一号中「、第四章」の下に「、附則第六条の三十六」を加え、同項第二号中「及び附則第七条第一項」を「、附則第六条の二及び第七条第一項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第二十四条の前の見出しを削り、附則第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第二十三条の二　附則第六条の二十三において準用する第二十二条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第二十四条第一項中「機構」の下に「又は整理回収機構」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　附則第六条の三十一において準用する第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則第二十四条第二項中第四号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一　附則第六条の二十六の規定による立入り又は現況の確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　附則第六条の二十六の規定による整理回収機構の職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

三　附則第六条の二十六の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

附則に次の二条を加える。

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした整理回収機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律により金融再生委員会の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　附則第六条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　附則第六条の二十四に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　附則第六条の三十において準用する第四十条第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五　附則第六条の三十において準用する第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六　附則第六条の三十一において準用する第四十五条第二項の規定による金融再生委員会の命令に違反したとき。

第二十七条　附則第六条の六第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第二条　預金保険法の一部を次のように改正する。

附則第七条から第十五条までを次のように改める。

第七条から第十五条まで　削除

附則第十八条第一項第三号中「及び第七条第一項」を削る。

附則第十九条第四項、第十九条の二から第十九条の六まで、第二十条の二及び第二十条の三を削る。

附則第二十一条第二項中「特例業務基金の使用に係る金額の返還がされたとき、附則第七条第一項第二号の二の規定による金銭の収納をしたとき、又は」及び「その返還がされた金額、その収納をした金銭の額及び」を削り、「基金使用額から前条の規定により国庫に納付した金額を控除して得た金額」を「前条第三項の規定により

履行した保証債務の金額」に改める。

附則第二十二条第三項及び第四項を削る。

附則第二十三条第一項第三号中「及び第七条第一項」を削り、同項第四号中「特定住専債権等処理法」を「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「及び第七条第一項」を削り、同項第一号中「、附則第六条の三十六、附則第八条から第十条まで及び附則第十一条」を「及び附則第六条の三十六」に改め、同項第二号中「、附則第六条の二及び第七条第一項」を「及び附則第六条の二」に改める。

附則第二十四条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項第四号から第七号までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、第二条、附則第十四条、第十八条及び第二十条から第二十七条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の預金保険法（以下附則第九条までにおいて「旧法」という。）の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為は、第一条の規定による改正後の預金保険法（以下附則第八条までにおいて「新法」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　第一条の規定の施行の際現に旧法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請その他の行為は、新法の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

3　旧法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、提出その他の手続をしなければならない事項で第一条の規定の施行の日（次条において「施行日」という。）前にその手続がされていないものについては、これを、新法の相当規定に基づいて金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新法の規定を適用する。

4　第一条の規定の施行の際現に効力を有する旧法の規定に基づく命令は、新法の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第三条　第一条の規定の施行の際現に旧法第二十六条に規定する理事長、理事又は監事である者は、それぞれ施行日に新法の相当規定により理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第二十七条第一項の規定にかかわらず、施行日における旧法第二十七条第一項の規定による理事長、理事又は監事のそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

第四条　旧法第四十二条第三項又は附則第二十条第一項の規定により発行された預金保険機構債券については、旧法第四十二条第四項から第八項まで及び附則第二十条第三項の規定は、なおその効力を有する。

第五条　第一条の規定の施行の際現にその名称中に整理回収機構という文字を用いている者については、新法附則第六条の六第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六条　整理回収機構の最初の事業年度は、新法附則第六条の三十において準用する第三十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十一年三月三十一日に終わるものとする。

2　整理回収機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、新法附則第六条の三十において準用する第三十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「整理回収機構の成立後遅滞なく」とする。

第七条　第一条の規定の施行後最初に任命される整理回収機構の役員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、新法附則第六条の十六第三項及び第四項の規定を準用する。

第八条　整理回収機構は、新法附則第七条第一項に規定する協定銀行の営業（同項に規定する整理回収業務に係るものに限る。）の全部を譲り受け、及びその営業の整理を行うことができる。

2　前項の規定による業務が行われる場合における新法の規定の適用については、当該業務は、新法附則第六条の二十四第一号に掲げる業務とみなす。

第九条　第一条の規定の施行の際旧法附則第十八条第一項第一号に掲げる旧法附則第六条の二に規定する資金援助に係る経理については、なお従前の例による。

第十条　第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（整理回収機構の見直し）

第十二条　整理回収機構の在り方については、債権の回収の状況等を踏まえ、預金保険機構との統合を含め、その見直しを行うものとする。

（第一条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条に次の一項を加える。

8　道府県は、整理回収機構が預金保険法附則第六条の二十四第一号の規定による破綻金融機関の営業の全部若しくは一部の譲受け又は同条第二号の規定による破綻金融機関の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該不動産の取得が平成十三年三月三十一日までになされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第三十一条の二の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村は、土地の取得で附則第十条第八項の規定の適用がある取得に該当するものに対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

第十四条　地方税法の一部を次のように改正する。

附則第十条に次の一項を加える。

9　道府県は、整理回収機構が特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第二十六条第一項の規定による旧債権処理会社（同法第八条に規定する旧債権処理会社をいう。）の営業の全部の譲受けにより不動産を取得した場合には、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第三十一条の二の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村は、土地の取得で附則第十条第九項の規定の適用がある取得に該当するものに対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

第十五条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表製品安全協会の項の次に次のように加える。

整理回収機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第一第一号の表預金保険機構の項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

第十六条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表製品安全協会の項の次に次のように加える。

整理回収機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二第一号の表預金保険機構の項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

第十七条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表製品安全協会の項の次に次のように加える。

整理回収機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第三第一号の表預金保険機構の項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

第十八条　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十五条」に、「第四章　預金保険機構の特例業務の終了（第二十七条―第三十条）」を「第四章　預金保険機構及び整理回収機構の特例業務の終了（第二十六条の五―第三十条）」に改める。

第一条中「住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社の設立をし、及び当該設立をされた会社」を「整理回収機構」に改める。

第二条第二項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第三条第一項第一号を次のように改める。

一　第二十六条第一号に規定する業務に充てるため、整理回収機構に出資すること。

第三条第一項第二号中「前号の規定により出資して設立された株式会社（以下「債権処理会社」という。）に対し第七条各項、」を「整理回収機構に対し」に、「債権処理会社が」を「整理回収機構が」に改め、同項第三号中「第十二条の約束に基づき債権処理会社」を「第二十六条の三の規定により整理回収機構」に改め、同項第四号中「債権処理会社」を「整理回収機構」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする。

第五条第一項中「設立の発起人となった株式会社に同号の規定により」を「整理回収機構に」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会規則で定めるところにより、金融再生委員会」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「債権処理会社」を「整理回収機構」に、「大蔵省令で定める事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出し、その」を「金融再生委員会規則で定めるところにより、金融再生委員会の」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条　削除

第八条各号列記以外の部分中「債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専門会社」を「整理回収機構が旧債権処理会社（預金保険法の一部を改正する法律（平成十年法律第　号）による改正前の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項第二号に規定する債権処理会社をいう。以下同じ。）に、「第十二条、第十七条第二項及び第二十四条第二項」を「旧債権処理会社が指定期間（旧法第七条第一項に規定する指定期間をいう。）内に譲り受けたものに限る。第二十四条、第二十六条第二号及び第二十六条の三」に、「債権処理会社に」を「整理回収機構に」に改め、同条第一号中「第十二条第十号イ及びロ」を「第二十六条の三各号」に改め、同条第二号中「債権処理会社」を「整理回収機構」に、「第十二条第十号」を「第二十六条の三」に改める。

第九条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十条の見出し中「債権処理会社」を「整理回収機構」に改め、同条中「第七条各項及び」を削り、「債権処理会社」を「整理回収機構」に改める。

第十一条の見出し中「債権処理会社」を「整理回収機構」に改め、同条中「債権処理会社が特定住宅金融専門会社からの貸付債権その他の財産の譲受けのために必要とする資金その他債権処理会社の」を「整理回収機構が第二十六条に規定する」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第十三条の見出し中「債権処理会社」を「整理回収機構」に改め、同条中「債権処理会社」を「整理回収機構」に、「前条第十号」を「第二十六条の三」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十五条第二項中「金融監督庁」を「金融再生委員会」に改める。

第十六条中「第八号」を「第六号」に、「債権処理会社」を「整理回収機構」に改める。

第十七条から第十九条までを次のように改める。

第十七条から第十九条まで　削除

第二十条第一号中「第五条第五項」を「第五条第二項」に改め、同条第二号中「第七条各項、」を削る。

第二十一条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十二条の見出し中「基金」を「金融安定化拠出基金」に改め、同条中「緊急金融安定化基金及び」を削る。

第二十四条第一項を削り、同条第二項中「債権処理会社」を「整理回収機構」に改め、同項第一号中「第十二条第十号イ及びロ」を「第二十六条の三各号」に改め、同項第二号中「この項」を「この条」に改め、同項を同条とする。

第二十五条第二項中「債権処理会社が解散した」を「整理回収機構の次条に規定する業務が終了した」に改める。

第二十五条の次に次の章名を付する。

第三章の二　整理回収機構の業務の特例

第二十六条を次のように改める。

（整理回収機構の業務の特例）

第二十六条　整理回収機構は、預金保険法附則第六条の二十四に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　旧債権処理会社からその営業の全部を譲り受け、及びその営業の整理を行うこと。

二　前号の業務の円滑な実施を確保するため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている

不動産を含む。以下この号において同じ。）が隠ぺいされているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

三　第二十六条の三の規定による機構への納付を行うこと。

四　前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

第三章の二中第二十六条の次に次の三条を加える。

（区分経理）

第二十六条の二　整理回収機構は、前条に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定として整理回収機構特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定（以下「整理回収機構住専勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（整理回収機構の納付金）

第二十六条の三　整理回収機構は、毎事業年度、次に掲げる金額の当該事業年度の合計額が、第八条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の当該事業年度の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額を、当該金額とこの条の規定により既に納付した金額との合計額が第八条の規定により交付された助成金の額の合計額に達するまでを限り、当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付しなければならない。

一　旧法第七条第一項に規定する特定住宅金融専門会社の債務処理に要する財源のうち旧法第十二条第一号の契約により旧債権処理会社が支援するものについて同項の規定による助成金の交付があった場合において、譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収が行われたことその他の政令で定める事由により利益が生じたときにおける当該利益の金額として政令で定める金額

二　譲受債権等のそれぞれにつき第八条に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときにおける当該減少をした損失の金額として政令で定める金額に政令で定める割合を乗じて得た金額

（課税の特例）

第二十六条の四　整理回収機構が旧債権処理会社から不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、金融再生委員会規則で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2　整理回収機構が旧債権処理会社から取得をした土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、整理回収機構に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

「第四章　預金保険機構の特例業務の終了」を「第四章　預金保険機構及び整理回収機構の特例業務の終了」に改める。

第四章中第二十七条の前に次の一条を加える。

（整理回収機構住専勘定の廃止）

第二十六条の五　整理回収機構は、第二十六条に規定する業務が終了したときは、整理回収機構住専勘定を廃止するものとする。

2　整理回収機構は、前項の規定により整理回収機構住専勘定を廃止した場合において、整理回収機構住専勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を機構に納付しなければならない。

3　整理回収機構は、整理回収機構住専勘定を廃止したときは、整理回収機構の資本金のうち第三条第一項第一号の規定により機構が出資した金額に相当する金額を減額するものとする。

第二十七条中「債権処理会社が解散した場合において、その残余財産の分配」を「前条第二項の納付」に、「当該分配」を「当該納付」に改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

第二十九条中「債権処理会社が解散した」を「整理回収機構の第二十六条に規定する業務が終了した」に改める。

第三十条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

第三十一条中「緊急金融安定化基金若しくは」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二　この法律により、整理回収機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法附則第六条の二十六第一項中「附則第六条の二十四第三号に掲げる業務」とあるのは「附則第六条の二十四第三号に掲げる業務及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する法律（平成八年法律第九十三号。以下「特定住専債権等処理法」という。）第二十六条第二号に規定する業務」と、同法附則第六条の三十第一項中「附則第六条の二十四第一号及び第二号」とあるのは「附則第六条の二十四第一号及び第二号並びに特定住専債権等処理法第二十六条第一号」と、「機構」とあるのは「機構」と、第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法附則第六条の三十一中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び特定住専債権等処理法」と読み替えるものとする」と、同法附則第六条の三十三第一項中「附則第六条の二十四第一号及び第二号に掲げる業務」とあるのは「附則第六条の二十四第一号及び第二号に掲げる業務並びに特定住専債権等処理法第二十六条第一号に規定する業務」と、「破綻金融機関」とあるのは「特定住専債権等処理法第八条に規定する旧債権処理会社」と、同条第二項中「附則第六条の二十四第一号及び第二号に掲げる業務」とあるのは「附則第六条の二十四第一号及び第二号に掲げる業務並びに特定住専債権等処理法第二十六条第一号に規定する業務」と、同法附則第二十六条第三号中「附則第六条の二十四に規定する業務」とあるのは「附則第六条の二十四に規定する業務及び特定住専債権等処理法第二十六条に規定する業務」とする。

第三十三条　第十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは偽りの記載をした資料の提出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条　金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第百七十一条のうち預金保険法第六十一条第八項の改正規定中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改める。

（第一条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　附則第十八条の規定による改正前の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（以下「旧特定住専債権等処理法」という。）の規定により大蔵大臣がした認可は、同条の規定による改正後の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（以下「新特定住専債権等処理法」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会がした認可とみなす。

2　附則第十八条の規定の施行の際現に旧特定住専債権等処理法の規定により大蔵大臣に対してなされている申請その他の行為は、新特定住専

債権等処理法の相当規定に基づいて、金融再生委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

3　附則第十八条の規定の施行の際現に効力を有する旧特定住専債権等処理法の規定に基づく命令は、新特定住専債権等処理法の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第二十一条　旧債権処理会社（新特定住専債権等処理法第八条に規定する旧債権処理会社をいう。）の残余財産の整理及び緊急金融安定化基金の残余の処分については、旧特定住専債権等処理法第六条、第七条、第二十二条、第二十七条及び第二十八条の規定は、附則第十八条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

第二十二条　附則第十八条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条　前三条に定めるもののほか、附則第十八条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第二十四条　預金保険機構は、第二条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の預金保険法（以下「旧法」という。）第十九条の二に規定する特例業務基金（以下この条において「特例業務基金」という。）に、旧法第十九条の四第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　預金保険機構は、第二条の規定の施行の際、第一項の規定により返還することとなる国債のほかに特例業務基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二十五条　第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六条　前二条に定めるもののほか、第二条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第二十七条　地方税法の一部を次のように改正する。

附則第十条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

附則第三十二条の二の二第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

……

理由

破綻金融機関から営業を譲り受け、その整理を行うこと等を目的とする整理回収機構を設立し、債権の回収等の業務のほか、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構から引き継いだ業務を行わせるとともに、預金保険機構による破綻金融機関の営業を引き継ぐ受皿金融機関への出資、特例業務の終了時における累積欠損金の国による負担、特定合併に係る資金援助の廃止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（国家行政組織法の一部改正）

第一条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「公害等調整委員会」を「公害等調整委員会　金融再生委員会」に改め、同表の備考中「防衛施設庁は、」を「金融監督庁は金融再生委員会に、防衛施設庁は」に改める。

（総理府設置法の一部改正）

第二条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「公害等調整委員会」を「公害等調整委員会　金融再生委員会」に改める。

第十九条の表公害等調整委員会の項の次に次のように加える。

金融再生委員会	金融再生委員会設置法（平成十年法律第　号）

第十九条の表金融監督庁の項を削る。

（沖縄開発庁設置法の一部改正）

第三条　沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「されている事務のうち」の下に「、金融再生委員会の所掌に属する事務（金融監督庁の所掌に属するものを除く。）については金融再生委員会とし」を加える。

（大蔵省設置法の一部改正）

第四条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び第五号」を削り、「金融監督庁」を「金融再生委員会」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第七十七号から第八十八号までを次のように改める。

七十七から八十八まで　削除

第四条第九十号を次のように改める。

九十　削除

第四条第九十三号を次のように改める。

九十三　削除

第四条第九十七号から第百四号までを次のように改める。

九十七から百四まで　削除

第五条第三十三号を次のように改める。

三十三　削除

第五条第三十三号の二を削る。

第五条第三十五号から第三十七号までを次のように改める。

三十五から三十七まで　削除

第五条第四十三号の二を削り、同条第四十四号から第四十八号までを次のように改める。

四十四から四十八まで　削除

第二十七条第一項中「金融監督庁設置法（平成九年法律第百一号）」を「金融再生委員会設置法（平成十年法律第　号）」に改め、同条第二項中「金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める。

第二十八条第二項中「金融監督庁設置法」を「金融再生委員会設置法」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第五条　農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「金融制度の企画及び」を削り、同条第六号中「、農林中央金庫、農業信用基金協会その他の金融業務（これに関連する業務を含む。以下この号において同じ。）を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務」を「及びその行う金融業務（これに関連する業務を含む。）」に改め、同条第十号の三中「及び漁業信用基金協会」を削り、同条第十三号中「、農水産業協同組合貯金保険機構」を削り、同条第百二十九号中「、漁業信用基金協会」を削る。

第五条第十号中「、農林中央金庫」を削る。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第六条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の四を削り、同項第四号の三の三を同項第四号の四とし、同項第八号中「中小企業に対する金融制度その他」を削り、同条第三項中「金融又は」を削り、「割当」を「割当て」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

第七条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号を次のように改める。

十六　削除

第四条第十七号中「前三号」を「第十四号及び第十五号」に改める。

第五条第十三号を次のように改める。

十三　削除

（担保附社債信託法の一部改正）

第八条　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第百十九条ノ三及び第百十九条ノ四を除く。）中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四条第二項中「総理府令、大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第百十九条ノ三　本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職権（第五条ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職権ヲ除ク）ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

第百十九条ノ四を削る。

（信託業法の一部改正）

第九条　信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第十九条ノ二及び第十九条ノ三を除く。）中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五条第二項、第七条及び第九条中「総理府令、大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十九条ノ二を次のように改める。

第十九条ノ二　本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職権（第一条第一項ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職権ヲ除ク）ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

第十九条ノ三を削る。

第二十二条第二号及び第五号中「総理府令、大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十条　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第二十五条及び第三十二条ノ二を除く。）中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　金融再生委員会ハ農林中央金庫ノ業務ヲ監督ス

本法中金融再生委員会ノ職権ニ属スル事項（第三十二条ノ規定ニ依ル解散ノ命令其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職権ヲ除ク）ハ金融監督庁長官ニ之ヲ委任ス

第三十二条ノ二中「トキハ予メ」を「場合ニ於テ」に、「必要ナル」を「大蔵大臣ノ所掌ニ属スル措置ヲ必要ト認ムルトキハ当該」に、「協議スベシ」を「協力ヲ求ムルモノトス」に改める。

第三十二条ノ三を次のように改める。

第三十二条ノ三　金融再生委員会第三十一条第一項又ハ第三十二条ノ規定ニ依ル業務ノ全部又ハ一部ノ停止ノ命令ヲ為サムトスルトキハ予メ農林水産大臣ニ協議スベシ

前項ニ定ムル場合ノ外金融再生委員会農林中央金庫又ハ其ノ子会社ニ対シ本法ノ規定ニ依ル検査其ノ他ノ監督ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ旨及其ノ結果ノ概要ヲ農林水産大臣ニ通知スルモノトス

第三十二条ノ四を削る。

第三十五条第一項第十八号中「産業組合法」を「第八条ニ於テ準用スル産業組合法（以下「産業組合法」ト謂フ）」に改める。

（無尽業法の一部改正）

第十一条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第四十二条第一項を除く。）中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十条第二号及び第三号、第十七条、第十八条ノ二並びに第二十条中「総理府令、大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十二条第一項及び第二項を次のように改める。

本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職権（第三条第一項ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職権ヲ除ク）ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

政令ノ定ムル所ニ依リ金融再生委員会ノ職権（前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタルモノヲ除ク）ノ一部ハ之ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スルコトヲ得

第四十二条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条に第四項として次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ財務局長又ハ財務支局長ニ委任サレタル職権ニ属スル事務ハ金融監督庁長官之ヲ指揮監督ス

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

（社債等登録法の一部改正）

第十二条　社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十条中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正）

第十三条　銀行等の事務の簡素化に関する法律（昭和十八年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「総理府令、大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣ノ権限」を「金融再生委員会ノ権限（金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル権限ヲ除ク）」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第十四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「総理府令、大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五条、第五条ノ三第一項及び第八条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第八条ノ二を削る。

第九条中「総理府令、大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第九条ノ二第一項を次のように改める。

本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職権（第一条第一項ノ認可其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職権ヲ除ク）ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

第九条ノ二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

政令ノ定ムル所ニ依リ金融再生委員会ノ職権（前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタルモノヲ除ク）ノ一部ハ之ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スルコトヲ得

第九条ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ財務局長又ハ財務支局長ニ委任サレタル職権ニ係ル事務ニ関シテハ金融監督庁長官ガ財務局長又ハ財務支局長ヲ指揮監督ス

第十条第四号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十五条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一

部を次のように改正する。

第十一条第三項中「金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第十六条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四項中「農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第五項中「農林水産省令・総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第九十八条第六項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第十一条第一項の規定による承認その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第九十八条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十八条に次の一項を加える。

前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第九十八条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「次条において同じ。」を削り、「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改める。

第九十八条の三及び第九十八条の四を削る。

（臨時金利調整法の一部改正）

第十七条　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第八条第一項第一号を次のように改める。

一　金融再生委員会が指名する金融再生委員会の委員一人

（証券取引法の一部改正）

第十八条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第三十条第二項、第三十三条第五号、第三十七条第一項第六号及び第八号並びに第二項、第四十三条の二第一項及び第二項、第四十七条の二、第四十八条、第五十条第一項ただし書及び第六号、第五十条の二第三号、第五十条の三第三項及び第五項、第五十一条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項第二号及び第二項、第五十五条第一項、第五十六条第一項から第三項まで、第五十七条第一項、第五十九条第三項、第六十二条第一項及び第四項、第六十四条の五第一項及び第四項、第六十六条の四、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条第二項及び第四項、第七十六条第二項、第七十七条第二項、第七十九条第三項、第七十九条の四第二項、第七十九条の九、第七十九条の十、第四章第四節、第七十九条の十八第二項及び第三項、第八十一条第二項、第八十二条から第八十五条まで、第八十五条の二第一項、第三項及び第五項、第九十七条第二項及び第三項、第百三条、第百四条、第百九条第二項、第百十条、第百十一条第二項、第百十二条第二項、第百十三条第二項、第百十七条第二項、第百十九条第三項、第百二十三条第二項、第百三十四条第二項及び第三項、第百三十八条第一項及び第二項第四号、第百四十九条第二項、第百五十四条、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条の三第三項、第百五十六条の五、第百五十六条の七第二項、第百五十六条の八第二項、第百五十六条の十三第二項、第百八十六条第一項、第二項及び第四項、第百八十七条、第百八十八条、第百九十一条、第百九十二条第一項、第百九十四条の三、第百九十四条の四、第百九十四条の五並びに第百九十四条の六第一項及び第六項を除く。）中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三十条第二項、第三十三条第五号、第三十七条第一項第六号及び第八号並びに第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十三条の二第一項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十七条の二中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十八条中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十条第一項ただし書及び第六号及び第五十条の二第三号中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第五十条の三第三項及び第五項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十一条第一項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第五十三条第一項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十四条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第五十六条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項及び第三項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第五十七条第一項及び第五十九条第二項及び第三項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第六十二条第一項及び第四項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第六十四条の五第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第四項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第六十六条の四中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第六十八条第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第六十九条第一項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第七十条から第七十二条までの規定中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第七十四条第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、同条第三項中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に改め、同条第四項を削る。

第七十六条第二項を削る。

第七十七条第二項を削る。

第七十八条中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に改める。

第七十九条第三項を削る。

第七十九条の四第二項を削る。

第七十九条の九、第七十九条の十、第七十九条の十二及び第七十九条の十三中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第七十九条の十四第一項中「大蔵大臣及び内

閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第七十九条の十五中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第七十九条の十八第二項及び第三項並びに第八十一条第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第八十二条第一項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第八十三条から第八十五条までの規定中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第八十五条の二第一項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項及び第五項を削る。

第九十七条第二項及び第三項、第百二条並びに第百四条中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百九条第二項を削る。

第百十条第一項中「次条第一項」を「次条」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第百十一条第二項を削る。

第百十二条第二項を削る。

第百十三条第二項を削る。

第百十七条第二項を削る。

第百十九条第三項を削る。

第百二十三条第二項を削る。

第百三十四条第二項及び第三項、第百三十八条第一項及び第二項第四号並びに第百四十九条第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百五十四条第一項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第百五十五条第一項及び第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百五十六条第一項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項を削る。

第百五十六条の三第三項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第百五十六条の五中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」と、」を削り、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第百五十六条の七第二項を削る。

第百五十六条の八第二項を削る。

第百五十六条の十三第二項を削る。

第百八十六条第一項、第二項及び第四項中「内閣総理大臣又は大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百八十七条中「内閣総理大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百八十八条中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第百九十条第一項中「第百五十六条の十三第一項」を「第百五十六条の十三」に改める。

第百九十一条中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第百九十二条第一項中「内閣総理大臣又は大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百九十四条の三中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改める。

第百九十四条の四及び第百九十四条の五を次のように改める。

第百九十四条の四及び第百九十四条の五　削除

第百九十四条の六第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第一項の規定により金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第百九十四条の六第六項を削り、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

第四項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第百九十四条の六第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第百九十四条の七中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第百九十八条の四第四号及び第百九十九条中「第百五十六条の十三第一項」を「第百五十六条の十三」に改める。

第二百六条第一号中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に、「第百十三条第一項後段」を「第百十三条後段」に改め、同条第二号中「第七十七条第一項」を「第七十七条」に改め、同条第四号中「第百十条第一項」を「第百十条」に改め、同条第五号中「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改め、同条第七号中「第百十二条第一項」を「第百十二条」に改め、同条第八号中「第百五十六条の七第一項」を「第百五十六条の七」に、「同項各号」を「同条各号」に改める。

第二百八条第二号中「第八十五条の二第四項後段」を「第八十五条の二第三項後段」に、「第百九条第一項」を「第百九条」に、「第百十七条第一項」を「第百十七条」に改め、同条第七号中「第七十九条の四第一項若しくは第百二十三条第一項」を「第七十九条の四若しくは第百二十三条」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第十九条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第二十条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則（第三条第五項を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第三条第五項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十二条第一号中「第九項、」を「第九項並びに」に改め、「並びに第二十五条の二第二項」を削る。

第二十五条の二を次のように改める。

（権限の委任）

第二十五条の二　金融再生委員会は、この法律による権限（第三条第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第二十五条の三を削る。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二十一条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十七条の四」を「第百二十七条の二」に改める。

第十一条の三第二項中「、第百二十七条の三第五号」を削る。

第百二十七条第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四項中「農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第七項中「農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣の発す

る命令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　金融再生委員会は、この法律による権限（第十一条の三第一項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第百二十七条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第百二十七条に次の一項を加える。

11　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第百二十七条の二の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「次条において同じ。」を削り、「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改める。

第百二十七条の三及び第百二十七条の四を削る。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二十二条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一条の二」を「第百十一条」に改める。

第九条の七の五第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第九条の八第二項第六号、第八号及び第十号中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改め、同項第十二号中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第九項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第百六条の三中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百十一条第一項第二号及び第三号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項第四号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　金融再生委員会は、この法律による権限（信用協同組合、火災共済協同組合及び第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に係るものに限る。）を、同項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第二十七条の二第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除き、金融監督庁長官に委任する。

第百十一条第三項中「（内閣総理大臣にあつては、特定権限を除く。）」を削る。

第百十一条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第百十一条の二を削る。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第二十三条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号、第四条第二項及び第四項、第五条の四第十二項並びに第五条の五第九項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第六条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「、第五十六条第一号及び第二号」を「並びに第五十六条第一号及び第二号」に改め、「並びに第五十七条の四（大蔵大臣への資料提出等）」を削り、同条第二項中「及び第五十七条の四第一項」を削り、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「、同法第五十七条の四第二項中「銀行その他の関係者」とあるのは「都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項（出資の金額）に規定する信用協同組合等をいう。）その他の関係者」と」を削る。

第六条の三の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改める。

第六条の四を削る。

第七条第一項中「この法律の規定（」の下に「第六条第一項において準用する」を加え、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「都道府県知事（」の下に「第六条第一項において準用する」を加え、「銀行法第四十六条第三項」を「同法第四十六条第三項」に、「銀行法第二十五条第二項」を「同法第二十五条第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　金融再生委員会は、この法律による権限（銀行法第二十七条又は第二十八条（免許の取消し等）の規定による解散命令その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限で都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合連合会に係るものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第七条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条第二項の次に次の一項を加える。

3　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七条に次の一項を加える。

5　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第七条の二及び第七条の五中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第二十四条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の二・第五十五条」を「第五十五条」に改める。

本則（第五十四条及び第五十四条の二を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第五十四条第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第十七条第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第五十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五十四条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第五十四条の二を削る。

（証券投資信託法の一部改正）

第二十五条　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第五条第六項第七号、第十二条第二項第十二号、第十七条、第二十条第一項、第二十四条の五から第二十四条の八まで、第二十七条の二及び第二十七条の三を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第五条第六項第七号、第十二条第二項第十二号、第十七条、第二十条第一項及び第二十四条の五から第二十四条の八までの規定中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十七条の二を次のように改める。

（金融監督庁長官への権限の委任）

第二十七条の二　金融再生委員会は、この法律による権限（第六条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第二十七条の三を削る。

（信用金庫法の一部改正）

第二十六条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第五十三条第三項第七号及び第十五項、第五十四条第四項第七号、第八十六条、第八十七条の四並びに第八十九条第一項を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第五十三条第三項第七号及び第十五項、第五十四条第四項第七号並びに第八十六条中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第八十七条の四を削る。

第八十八条第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第四条の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第八十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八十八条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第八十九条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「、第五十七条の二（大蔵大臣への協議）並びに第五十七条の四（大蔵大臣への資料提出等）」を「並びに第五十七条の二（大蔵大臣への協力要請）」に改める。

（国民貯蓄債券法の一部改正）

第二十七条　国民貯蓄債券法（昭和二十七年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項、第六条第二項、第八条及び第十二条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第二十八条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項及び第百六十五条第一項中「法務大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会及び法務大臣」に改める。

第百九十四条第一項中「法務大臣、大蔵大臣」を「金融再生委員会、法務大臣」に改め、同条第三項「法務大臣又は大蔵大臣」を「金融再生委員会又は法務大臣」に改める。

第二百条第二項中「法務大臣並びに大蔵大臣」を「金融再生委員会並びに法務大臣」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第二十九条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第二十二条を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十二条第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第四条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第二十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二十二条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

（貸付信託法の一部改正）

第三十条　貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項第十五号中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四条、第五条第一項、第六条第一項及び第九条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十六条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改める。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第三十一条　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八条」を「第六十八条の二」に、「第八十四条・第八十四条の二」を「第八十四条」に改める。

本則（第八十四条を除く。）中「主務大臣」を「金融再生委員会」に、「主務省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二章第六節中第六十八条の次に次の一条を加える。

（農林水産大臣への協議等）

第六十八条の二　金融再生委員会は、協会に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一　第五十条の規定による設立の認可

二　第六十七条第一項の規定による事業の停止の命令

三　第六十七条の規定による解散の命令

2　前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、協会又は受託者に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第八十四条を次のように改める。

（権限の委任）

第八十四条　金融再生委員会は、この法律による権限（第五十条の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定によるものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

3　金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は都道府県知事に委任することができる。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第八十四条の二を削る。

（信用保証協会法の一部改正）

第三十二条　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に、「第三十七条―第三十九条の二」を「第三十七条・第三十八条」に改める。

本則（第三十八条を除く。）中「主務大臣」を「金融再生委員会」に、「主務省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第六章中第三十六条の次に次の一条を加える。

（通商産業大臣への協議等）

第三十六条の二　金融再生委員会は、協会に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

一　第六条第一項の規定による設立の認可

二　第三十六条の規定による業務の停止

三　第三十六条第二項の規定による設立の認可の取消し

2　前項に定める場合のほか、金融再生委員会は、協会に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を通商産業大臣に通知するものとする。

第三十八条を次のように改める。

（権限の委任）

第三十八条　金融再生委員会は、この法律による権限（第六条第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

3　金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は地方公共団体の長に委任することができる。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に関する事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第三十九条及び第三十九条の二を削る。

（労働金庫法の一部改正）

第三十三条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第一項第十一号、第九十条、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第九十六条の三、第九十七条及び第九十八条を除く。）中「内閣総理大臣及び労働大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令・労働省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第一項第十一号及び第九十条中「内閣総理大臣、大蔵大臣及び労働大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第九十二条第二項及び第三項並びに第九十三条第二項中「大蔵大臣又は労働大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第九十四条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「、第五十七条の二（大蔵大臣への協議）並びに第五十七条の四第一項（大蔵大臣への資料提出等）」を「並びに第五十七条の二（大蔵大臣への協力要請）」に改め、同条第二項中「の規定（同法第十四条の二及び第五十七条の四第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び労働大臣」と、同法第十四条の二中「内閣総理大臣、大蔵大臣及び労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び労働大臣」と、同法」を削る。

第九十五条第一項中「内閣総理大臣若しくは労働大臣」を「金融再生委員会」に、「内閣総理大臣及び労働大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第九十六条の三を削る。

第九十七条を次のように改める。

（労働大臣への協議等）

第九十七条　金融再生委員会は、労働金庫に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

一　第六条（事業免許）の規定による免許

二　第九十五条第一項（業務の停止等）の規定又は銀行法第二十六条第一項（業務の停止等）の規定による命令

三　第九十五条（事業免許の取消し等）の規定による事業の免許の取消し

2　前項に定める場合のほか、金融再生委員会は、労働金庫に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を労働大臣に通知するものとする。

第九十八条を次のように改める。

（権限の委任）

第九十八条　金融再生委員会は、この法律による権限（第六条（事業免許）の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長若しくは財務支局長又は都道府県知事に委任することができる。

3　金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は都道府県知事に委任することができる。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

（外国為替銀行法の一部改正）

第三十四条　外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第十六条を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第四条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第十六条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

附則第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第五項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第三十五条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第二十八条の二第二項、第四項及び第六項、第二十八条の三第五項、第二十九条の二第三項並びに第三十二条を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十八条の二第二項、第四項及び第六項中「並びに内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「及び金融再生委員会」に改める。

第二十八条の三第五項中「、大蔵大臣」を削る。

第二十九条の二第三項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第三十一条中「金融監督庁」を「金融再生委員会」に改める。

第三十二条中「内閣総理大臣又は大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第八十四条第一項中「第三十五条の規定による権限」を「金融再生委員会規則で定めるもの」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十六条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の九第一項の表第一号、第二号及び第五号並びに同条第二項の表第一号、第二号及び第五号中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第三十七条　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条」を「第五十八条の二」に改め、「・第七十二条の二」を削る。

本則（第七十二条を除く。）中「主務大臣」を「金融再生委員会」に、「主務省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二章第七節中第五十八条の次に次の一条を加える。

（農林水産大臣への協議等）

第五十八条の二　金融再生委員会は、基金協会に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一　第二十六条の規定による設立の認可

二　第五十七条第一項の規定による業務の停止の命令

三　第五十七条第二項の規定による解散の命令

2　前項に定める場合のほか、金融再生委員会は、基金協会又は受託者に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第七十二条の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第二十六条の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を都道府県知事に委任することができる。

第七十二条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「この法律に規定する農林水産大臣の権限及び」を削り、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十二条の二を削る。

（地震保険に関する法律の一部改正）

第三十八条　地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二及び第九条の三中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第九条の四中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「第九条の二の規定による権限のうち保険業法第三百十一条の二第一項第二号に掲げる処分に係る」を「金融再生委員会規則で定める」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第三十九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四の二号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第四十条　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

本則（第六条第十項並びに第二十九条第四項及び第五項を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第六条第十項を削る。

第二十九条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十条第一項中「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三十条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第四十一条　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の五」を「第三十二条の三」に改める。

本則（第三十二条の二から第三十二条の四までを除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第八条第十項中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

第三十二条の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改める。

第三十二条の二を次のように改める。

（権限の委任）

第三十二条の二　金融再生委員会は、この法律による権限（第三条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

2　金融監督庁長官は、前項の規定により委任された権限（有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八条第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

3　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4　金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5　委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6　第四項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

7　第五項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第三十二条の三及び第三十二条の四を削り、第三十二条の五中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条を第三十二条の三とする。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第四十二条　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（農村地域工業等導入促進法の一部改正）

第四十三条　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「農林水産大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第四十四条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十六条」を「―第四十六条の二」に改める。

本則（第二十一条第三項、第五十七条第二項及び第三項、第五十八条第三項及び第五項、第三章第四節、第六十八条の二第三項並びに第七十条を除く。）中「主務大臣」を「金融再生委員会」に、「主務省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十一条第三項中「主務大臣」を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改める。

第二章第七節中第四十六条の次に次の一条を加える。

（農林水産大臣への協議等）

第四十六条の二　金融再生委員会は、機構に対し第四十五条の規定による命令（政令で定めるものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

2　金融再生委員会は、機構又は受託者に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第五十七条第二項中「主務大臣（」を「農林水産大臣及び金融再生委員会（」に、「主務大臣及び」を「農林水産大臣及び金融再生委員会並びに」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改め、同条第四項を削る。

第五十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「主務大臣」を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十九条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第三章第四節（第六十五条第三項及び第四項を除く。）中「主務大臣」を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改める。

第六十二条第一項及び第二項第三号中「主務省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第六十五条第三項中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六十八条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第六十八条の三第五項中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に改める。

第七十条の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削る。

第七十二条第一項第二号中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に、「第六十五条第五項」を「第六十五条第四項」に改める。

附則第二条第二項及び第六条の三第一項中「主務大臣」を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改める。

附則第六条の六第一項中「主務省令」を「総理府令・農林水産省令」に改める。

附則第六条の七第一項中「主務大臣」を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改める。

附則第七条第一項、第二項及び第四項中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第八条第一項及び第二項中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「第四項並びに」を削る。

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第十二条とし、附則第十四条を附則第十三条とする。

（銀行法の一部改正）

第四十五条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

本則（第十四条の二、第五十二条の九、第五十七条の三、第五十七条の四及び第五十九条を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十四条の二及び第五十二条の九中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十七条の二の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改める。

第五十七条の三及び第五十七条の四を削る。

第五十九条第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第四条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第五十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五十九条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

附則第五条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

附則第十一条、第十七条及び第十八条並びに附則第二十条の見出し中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正）

第四十六条　貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第四十四条の二を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十四条の二を削る。

第四十五条第一項中「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）

の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十五条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第四十六条の見出しを「（金融再生委員会規則への委任）」に改める。

附則第九条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正）

第四十七条　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九項第一号中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第四十八条　株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令・法務省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）

第四十九条　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第五十一条及び第五十一条の二を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十条第十一項中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

第五十一条を削る。

第五十一条の二第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第二十四条第一項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第五十一条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五十一条の二に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第五十一条の二を第五十一条とする。

（抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正）

第五十条　抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第四十四条の二を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十四条の二を削る。

第四十五条第一項中「規定による権限」の下に「その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十五条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

（金融先物取引法の一部改正）

第五十一条　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第五十二条第二項を除く。）中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十七条第一項中「又は業務規程（金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務（次項及び第五十五条において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）」を「、業務規程又は受託業務準則」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第三十七条第二項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第三十八条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第三十九条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第四十三条第一項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第四十八条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第五十五条第一項中「定款」の下に「、受託契約準則」を加え、「（取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。）」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第三章中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第七十七条第三項中「第五十二条第三項及び第四項」を「第五十二条第二項及び第三項」に改める。

第九十条第二項中「第五十二条第三項及び第四項」を「第五十二条第二項及び第三項」に改める。

第九十一条中「又は第五十四条の規定による処分をしたとき、内閣総理大臣は」を「、第五十四条又は」に改める。

第九十一条の四を削る。

第九十二条第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第十四条の規定による設立の免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第九十二条第六項を削り、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第四項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第九十二条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項各号中「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限を除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十二条の二中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第九十四条の三第一号中「第五十五条第一項若しくは第二項」を「第五十五条」に改める。

第百一条第二号中「第十七条第四項前段」を

「第十七条第二項前段」に改める。

第百四条第二号の二中「第十七条第四項後段」を「第十七条第二項後段」に改め、同条第四号中「第三十八条第一項又は第三十九条第一項」を「第三十八条又は第三十九条」に改め、同条第七号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

（前払式証票の規制等に関する法律の一部改正）

第五十二条　前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第二十七条の二を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十三条第八項中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

第二十七条の二を削る。

第二十八条第一項中「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二十八条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務については、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

附則第七条第三項第二号中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第五十三条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会及び」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十九条に次の一項を加える。

6　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務については、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第五十条の二を削る。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正）

第五十四条　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第五十五条　特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣、大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七十二条に次の一項を加える。

6　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務については、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第七十二条の二を削る。

（金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五十六条　金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条及び第二十七条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第五十七条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第五十八条　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第一号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「総理府令・大蔵省令・建設省令」を「総理府令・建設省令」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十九条に次の一項を加える。

6　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務については、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第四十九条の二を削る。

（保険業法の一部改正）

第五十九条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

本則（第百十六条第二項、第二百六十九条第二項、第二百七十条第三項、第三百十条第一項、第三百十二条及び第三百十三条第一項を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

第百十六条第二項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第百十九条中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に改める。

第十章第二節第一款中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二百六十七条第五項を削る。

第二百六十九条第二項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二百七十条第二項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会

る。

第三百十条第一項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三百十一条の二の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改める。

第三百十一条の三及び三百十一条の四を削る。

第三百十二条の見出しを「（金融再生委員会規則への委任）」に改め、同条中「総理府令・大蔵省令（保険契約者保護基金及びその行う業務に係るものにあっては、大蔵省令）」を「金融再生委員会規則」に改める。

第三百十三条第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限（第三条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第三百十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三百十三条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第三百三十六条第三号中「第二百六十七条第五項、」を削る。

附則第五条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第三十八条第三項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

附則第六十一条及び第六十二条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第七十五条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

附則第七十八条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第七十九条中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

附則第八十三条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百七条中「内閣総理大臣の免許及び新法第百八十五条第一項の内閣総理大臣」を「金融再生委員会の免許及び新法第百八十五条第一項の金融再生委員会」に改める。

附則第百十五条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百十九条第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

附則第百二十一条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（金融機関の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第六十条　金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号及び第二号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、同項第三号中「内閣総理大臣及び労働大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百六十一条第二項を次のように改める。

2　金融再生委員会は、前項の規定により更正手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認める場合において、信用秩序の維持を図るために大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該措置に関し、大蔵大臣に協力を求めるものとする。

第百七十八条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百九十四条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「申立て」の下に「その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を加える。

（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正）

第六十一条　農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項を削る。

第二十六条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第六十二条　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

本則（第十五条第二項第三号、第十九条、第四十条第三項、第四十二条、第四十七条第二項、第四十八条、第四十九条第一項及び第六十五条第一号を除く。）中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十九条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会の委員長」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会の委員長」に改め、「大蔵省の」及び「経済企画庁の」を削る。

第三十七条第二項中「届け出るとともに、金融監督庁長官に通知しなければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第三十八条第一項中「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の二の規定その他の法令の規定による内閣総理大臣との協議に基づき」及び「当該協議に係る」を削る。

第九章中第六十一条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第六十一条の二　金融再生委員会は、この法律による権限（金融再生委員会規則で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第六十五条第一号中「大蔵大臣の」を削る。

（銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正）

第六十三条　銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十二条第一項、第三項及び第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第六十四条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

本則（第百五十三条第一号及び第二号並びに第百六十一条を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第百五十三条第一号及び第二号中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、同条第三号中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第百六十一条を次のように改める。

第百六十一条　削除

第百六十二条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）

の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第百六十二条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六十五条　金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条（第二条第二項及び第五項の改正規定、第五条第一項第二号の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第二十四条第一項の次に一項を加える改正規定、第二十四条の五第一項の次に一項を加える改正規定、第二十四条の六第一項の次に一項を加える改正規定、第二十七条の二十三第一項から第三項までの改正規定、第七十八条の改正規定（第七十八条第二項に係る部分に限る。）、同条の次に二条を加える改正規定（第七十八条の二第三項及び第七十八条の三第二項に係る部分に限る。）、第七十九条の二に一号を加える改正規定、第七十九条の三の改正規定、第七十九条の四第一項の改正規定、第四章第五節中第七十九条の十八の次に一条を加える改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十第二項、第七十九条の三十一第五項、第七十九条の三十三第二項、第七十九条の三十四第三項、第七十九条の四十一第四項、第七十九条の五十第三項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十三第三項から第五項まで、第七十九条の五十五第四項、第七十九条の五十六第一項、第七十九条の五十七第一項第一号、第七十九条の五十九第三項及び第五項、第七十九条の六十二、第七十九条の六十七、第七十九条の七十二、第七十九条の七十三第三号、第七十九条の七十四、第七十九条の七十六第二項、第七十九条の七十八第三項並びに第七十九条の八十第一項に係る部分に限る。）、第百八条の三第一項の改正規定、同条第三項の改正規定及び同条第一項の次に三項を加える改正規定、第百十条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定、第百十三条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定、第百二十二条の改正規定、第百三十五条の二第六項及び第七項並びに第百三十五条の三に係る部分に限る。）、第百五十六条を第百五十五条の二とし、第五章第八節中同条の次に一条を加える改正規定、第百六十五条各号の改正規定、第百九十四条の四にただし書を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第六条を附則第三条とし、同条の次に三条を加える改正規定（附則第五条及び第六条に係る部分に限る。）並びに附則第七条から第九条までの改正規定（附則第八条第三項に係る部分に限る。）を除く。）中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第二条第二項及び第五項の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第五条第一項第二号の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第五条第一項の次に一項を加える改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第二十四条第一項の次に一項を加える改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第二十四条の五第一項の次に一項を加える改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第二十四条の六第一項の次に一項を加える改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第二十七条の二十三第一項から第三項までの改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第七十八条の改正規定中同条第二項を削る。

第一条のうち第七十八条の次に二条を加える改正規定中第七十八条の二第三項を削る。

第一条のうち第七十八条の次に二条を加える改正規定中第七十八条の三第二項を削る。

第一条のうち第七十九条の二に一号を加える改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第七十九条の三の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第七十九条の四第一項の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第七十九条の十八の次に一条を加える改正規定中「総理府令・大蔵省令又は大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の三十一第二項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定中第七十九条の三十一第五項を削る。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の三十三第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の三十四第三項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の四十一第四項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定中第七十九条の五十第三項を削る。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の五十一第一項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の五十三第三項から第五項までの規定中「大蔵大臣及び」を削る。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の五十五第四項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の五十六第一項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の五十七第一項第一号中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の六十二及び第七十九条の六十七中「大蔵省令又は総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の七十二中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の七十三第三号及び第七十九条の七十四中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の七十六第二項を削る。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の七十八第三項を削る。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の八十第一項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百八条の二第一項の改正規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百八条の二第三項の改正規定及び同条第一項の次に三項を加える改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百十条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の次に次の一項を加える」を「第百十条第二項を次のように改める」に、「次条第一項」を「次条」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十二条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十二条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十二条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十三条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十三条第二項中「前項の承認」を「第一項の命令」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十三条第二項を次のように改める」に改める。

第一条のうち第百二十二条の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百三十五条の次に四条を加える改正規定のうち第百三十五条の二第六項及び第七項並びに第百三十五条の三中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第百五十六条を第百五十五条の二とし、第五章第八節中同条の次に一条を加える改正規定中「総理府令・大蔵省令又は大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百十条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十二条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十二条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十二条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十三条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十三条第二項中「前項の承認」を「第一項の命令」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十三条第二項を次のように改める」に改める。

第一条のうち第百二十二条の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百三十五条の次に四条を加える改正規定のうち第百三十五条の二第六項及び第七項並びに第百三十五条の三中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第百五十六条を第百五十五条の二とし、第五章第八節中同条の次に一条を加える改正規定中「総理府令・大蔵省令又は大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百十条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十二条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十二条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十二条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十三条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十三条第二項中「前項の承認」を「第一項の命令」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十三条第二項を次のように改める」に改める。

第一条のうち第百二十二条の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百三十五条の次に四条を加える改正規定のうち第百三十五条の二第六項及び第七項並びに第百三十五条の三中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第百五十六条を第百五十五条の二とし、第五章第八節中同条の次に一条を加える改正規定中「総理府令・大蔵省令又は大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の八十第一項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百八条の二第一項の改正規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百八条の二第三項の改正規定及び同条第一項の次に三項を加える改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百十条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十二条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十二条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十二条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十三条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十三条第二項中「前項の承認」を「第一項の命令」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十三条第二項を次のように改める」に改める。

第一条のうち第百二十二条の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百三十五条の次に四条を加える改正規定のうち第百三十五条の二第六項及び第七項並びに第百三十五条の三中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第百五十六条を第百五十五条の二とし、第五章第八節中同条の次に一条を加える改正規定中「総理府令・大蔵省令又は大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の八十第一項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百八条の二第一項の改正規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百八条の二第三項の改正規定及び同条第一項の次に三項を加える改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百十条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十二条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十二条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十二条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十三条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十三条第二項中「前項の承認」を「第一項の命令」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十三条第二項を次のように改める」に改める。

第一条のうち第百二十二条の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百三十五条の次に四条を加える改正規定のうち第百三十五条の二第六項及び第七項並びに第百三十五条の三中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第百五十六条を第百五十五条の二とし、第五章第八節中同条の次に一条を加える改正規定中「総理府令・大蔵省令又は大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第七十九条の八十第一項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百八条の二第一項の改正規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百八条の二第三項の改正規定及び同条第一項の次に三項を加える改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百十条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十二条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十二条第二項中「大蔵大臣は、」の下に「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十二条第二項を次のように改める」に、「大蔵大臣の」を「金融再生委員会の」に改める。

第一条のうち第百十三条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第百十三条第二項中「前項の承認」を「第一項の命令」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える」を「第百十三条第二項を次のように改める」に改める。

第一条のうち第百二十二条の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百三十五条の次に四条を加える改正規定のうち第百三十五条の二第六項及び第七項並びに第百三十五条の三中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち第百五十六条を第百五十五条の二とし、第五章第八節中同条の次に一条を加える改正規定中「総理府令・大蔵省令又は大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百五十六条の十三第一項の改正規定中「第百五十六条の十三第一項」を「第百五十六条の十三」に改め、「改め、同条第二項中「有価証券市場」を「取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場」に、「売買取引」を「売買」に」を削る。

第一条のうち第百六十五条各号の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち第百九十四条の四にただし書を加える改正規定を削る。

第一条のうち第百九十四条の四の改正規定を削る。

第一条のうち第百九十四条の四に一項を加える改正規定を削る。

第一条のうち第百九十四条の五第二項の改正規定を削る。

第一条のうち第百九十四条の六第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同号の次に一号を加える改正規定を削る。

第一条のうち第百九十四条の六第一項第七号を同項第六号とする改正規定、同号を同項第七号とする改正規定、同項第九号の改正規定、同号を同項第八号とする改正規定及び同条第二項第一号の改正規定中「第百九十四条の六第一項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「第百五十六条の十二第一項」を「第百五十六条の十一第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第百九十四条の四（同条第一号、第四号、第五号及び第七号に係る部分に限る。）」を「第百九十四条の四第一項第六号又は第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項第一号」を「第百九十四条の六第二項第一号」に改める。

第一条のうち第二百六条各号の改正規定のうち同条第一号中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に改め、同条第二号中「第七十七条第一項」を「第七十七条」に、「第百十条第一項」を「第百十条」に、「第百十二条第一項」を「第百十二条」に、「第百十三条第一項」を「第百十三条」に改め、同条第三号中「第七十八条第一項」を「第七十八条」に、「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改め、同条第四号中「第百十三条第一項」を「第百十三条」に改め、同条第八号及び第九号を削り、同条第十号中「第百五十六条の七第二項若しくは第三項」を「第百五十六条の七第二項」に改め、同号を同条第八号とする。

第一条のうち附則第六条を附則第三条とし、同条の次に三条を加える改正規定のうち附則第五条中「第七十九条の六十四第一項」を「第七十九条の六十四」に、「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条のうち附則第六条を附則第三条とし、同条の次に三条を加える改正規定のうち附則第六条第一項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第一条のうち附則第七条から第九条までの改正規定のうち附則第八条第三項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二条のうち第百六十六条第二項に四号を加える改正規定のうち同項第七号中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第三条のうち目次の改正規定中「第三十二条の五」を「第三十二条の三」に、「第四十二条―第四十五条」を「第四十二条―第五十三条」に改める。

第三条（第三十二条の二の改正規定を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第三条のうち第四十条を第五十五条とする改正規定中「第五十五条」を「第五十三条」に改める。

第三条のうち第三十九条を第五十四条とする改正規定中「第五十四条」を「第五十二条」に改める。

第三条のうち第三十八条の二を第五十三条とする改正規定中「第五十三条」を「第五十一条」に改める。

第三条のうち第三十八条の二を第五十三条とする改正規定中「第五十三条」を「第五十一条」に改める。

第三条のうち第三十八条の二を第五十三条とする改正規定中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

第三条のうち第三十八条の二を第五十三条とする改正規定中「第五十一条」を「第五十一条」に改める。

第三条のうち第三十六条を第五十条とする改正規定中「第五十条」を「第四十八条」に改める。

第三条のうち第三十五条を第四十九条とする改正規定中「第四十九条」を「第四十七条」に改める。

第三条のうち第三十四条を第四十八条とする改正規定中「第四十八条」を「第四十六条」に改める。

第三条のうち第三十三条の三を第四十七条とする改正規定中「第四十七条」を「第四十五条」に改める。

第三条のうち第三十三条の二を第四十六条とする改正規定中「第四十六条」を「第四十四条」に改める。

第三条のうち第三十三条を第四十五条とする改正規定中「第四十五条」を「第四十三条」に改める。

第三条のうち第三十二条の五を第四十三条とし、同条の次に一条及び章名を加える改正規定中「第三十二条の五を第四十三条」を「第三十二条の三を第四十一条」に改め、第四十四条を第四十二条とする。

第三条のうち第三十二条の四第一項の改正規定中「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の二第一項」に、「次に掲げる」を「第三条第一項の

規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」に、「政令で定める」を「金融再生委員会規則で定めるもの」に改め、「、同項各号を削り」を削り、同条を第四十二条とし、第三十二条の三を第四十一条とする改正規定中「第四十二条とし、第三十二条の三を第四十一条」を「第四十条」に改める。

第三条中第三十二条の二の改正規定及び同条を第四十条とする改正規定を削る。

第六条のうち第百七十八条の改正規定中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改める。

第六条のうち第百九十四条の二の改正規定、第五章の二中同条を第百九十四条の十五とする改正規定及び第五章に一節を加える改正規定を次のように改める。

第五章の二中第百九十四条の二を第百九十四条の十五とし、第五章に次の一節を加える。

第七条（第二十四条の五を第五十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第七条のうち第二十七条の三の改正規定及び同条を第二百二十五条とする改正規定を削る。

第七条のうち第二十七条の二の改正規定及び同条を第二百二十四条とし、同条の前に編名を付する改正規定を次のように改める。

第二十七条の二の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条第一項中「第六条第一項の規定による免許」を「第六条の規定による認可」に改め、同条に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二十七条の二を第二百二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二百二十五条　金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

2　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第七条のうち第二十四条の八を第五十七条とし、同条の次に一章及び一編を加える改正規定中「及び一編」を「、一編及び編名」に改め、第二百二十三条の次に次のように加える。

第四編　雑則

第七条のうち第二十四条の五を第五十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定のうち第五十五条第一項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十条（第十四条の二の改正規定及び第二章の二の改正規定（第十六条の二第七項に係る部分に限る。）を除く。）中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十条のうち第十四条の二の改正規定中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十条のうち第二章の二の改正規定のうち第十六条の二第七項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十条中第五十七条の三の改正規定を削る。

第十条中第五十九条第一項の改正規定を削る。

第十一条（第十三条の二の改正規定中同条第九項に係る部分及び第十六条の四に一項を加える改正規定を除く。）中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十一条のうち第十三条の二の改正規定のうち同条第九項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十一条のうち第十六条の四に一項を加える改正規定中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十三条（第五章の三の改正規定中第五十四条の十五第八項及び第五十四条の十七第六項に係る部分を除く。）中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十三条のうち第五章の三の改正規定のうち第五十四条の十五第八項及び第五十四条の十七第六項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十三条中第八十七条の四の改正規定を削る。

第十四条（第五章の二の改正規定中第五十八条の三第八項及び第五十八条の五第六項に係る部分を除く。）中「総理府令・大蔵省令・労働省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣及び労働大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十四条のうち第五章の二の改正規定のうち第五十八条の三第八項及び第五十八条の五第六項中「内閣総理大臣、大蔵大臣及び労働大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十四条中第九十六条の三の改正規定を削る。

第十五条のうち第九条の八第二項第十七号を同項第二十一号とし、同項第十六号の次に四号を加える改正規定のうち第九条の八第二項第十七号及び第十八号中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十六条のうち第四条の改正規定のうち第四条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十六条のうち第四条の次に四条を加える改正規定のうち第四条の二第一項から第四項まで及び第七項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第八項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十六条のうち第四条の次に四条を加える改正規定のうち第四条の三第四項第一号及び第七項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第十六条のうち第四条の次に四条を加える改正規定のうち第四条の四第一項第二号、第六号及び第七号並びに第二項第一号から第四号まで、第五号ハ及び第六号ハ中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第六項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十二条（第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の三十四第一項第一号及び第二号並びに第二百六十五条の四十九に係る部分に限る。）を除く。）中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「及び大蔵大臣」を削り、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十二条のうち第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の二十四、第二百六十五条の三十四第一項第一号及び第二号並びに第二百六十五条の四十九に係る部分を除く。）中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十二条のうち第二編第十章第二節第一款の改正規定のうち第二百六十五条の三第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十二条のうち第二編第十章第二節第一款

の改正規定（第二百六十五条の二十四に係る部分に限る。）中「大蔵大臣及び」を削る。

第二十二条のうち第二編第十章第二節第一款の改正規定のうち第二百六十五条の三十四第一項第一号及び第二号中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十二条のうち第二編第十章第二節第一款の改正規定中第二百六十五条の四十九を削る。

第二十二条のうち第二百六十七条の改正規定中「、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改める。

第二十二条のうち第二百七十条の次に八条を加える改正規定のうち第二百七十条の七第二項並びに第二百七十条の八第一項及び第二項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十二条のうち第三百十一条の三の改正規定、第三百十二条の改正規定及び第三百十三条の改正規定を削る。

第二十二条のうち附則第一条の次に十条を加える改正規定（附則第一条の七第三項に係る部分に限る。）中「大蔵大臣及び」を削る。

第二十三条のうち題名の次に目次及び章名を付する改正規定中「第二十五条の四」を「第二十五条の三」に改める。

第二十三条のうち第九条を第八条とし、同条の次に一節及び節名を加える改正規定のうち第九条第一項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十三条のうち第九条を第八条とし、同条の次に一節及び節名を加える改正規定のうち第九条の二第一項、第二項及び第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十三条のうち第十条に次の一項を加える改正規定中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十三条のうち第十条を第九条の三とし、同条の次に一条を加える改正規定のうち「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十三条のうち第十条の三第一項の改正規定中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十三条のうち第十条の三に次の一条を加える改正規定のうち第十条の四第一項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十三条のうち第十二条第一号の改正規定のうち第十二条第一号中「、第十の五第五項及び第七項並びに第二十五条の二第一項」を「並びに第十の五第五項及び第七項」に改める。

第二十三条のうち第二十三条の三を第二十五条の四とし、第二十五条の二の次に一条を加える改正規定中「第二十五条の三を第二十五条の四とし、」を削り、「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十四条中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十四条のうち第三十七条の改正規定のうち同条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十四条のうち第三十八条第一項の改正規定中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

第二十四条のうち第三十九条第一項の改正規定中「同条第一項」を「同条」に改める。

第二十四条のうち第四十二条の改正規定中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第二十四条のうち第四十三条の改正規定中「改め、同条第二項中」を「相場及び取引高報告書の写しの提出」を「規定により報告された事項の通知」に」を削る。

附則第十条中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

附則第十一条第二項及び第三項並びに第十四条第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第四十条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第四十一条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第四十二条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第七項中「大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

附則第四十三条第一項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、同条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第五十八条中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第五十九条第一項中「及び第四十条第一項」を削り、同条第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第六十一条第一項中「及び第四十条第一項」を削り、同条第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第六十一条第四項中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

附則第六十四条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第八十五条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

附則第百二条第一項中「内閣総理大臣（労働大臣又は労働金庫連合会にあっては内閣総理大臣及び労働大臣とし、」を「金融再生委員会（」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百四条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百十条及び第百十一条中「内閣総理大臣及び労働大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百三十条、第百三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項並びに第百三十五条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百三十六条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百三十七条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百四十条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百四十三条第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百四十七条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び労働大臣」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第百四十七条に次の一項を加える。

4　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

附則第百五十二条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百八十五条のうち第十二条第一項の改正規定中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百八十五条のうち第十二条第六項及び第七項の改正規定中「同条第六項及び第七項を次のように改める」を「同条第六項中「及び外国為替銀行」を削る」に改め、同条第六項及び第七項を削る。

附則第百八十五条のうち第十二条第八項の改正規定を削る。

附則中第百八十六条及び第百八十七条を削り、第百八十八条を第百八十六条とし、第百八十九条から第百九十一条までを二条ずつ繰り上げる。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正）

第六十六条　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第六項中「総理府令・大蔵省令」を「金融再生委員会規則」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第六十七条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号を次のように改める。

八　金融再生委員会委員

別表第一中「国家公安委員会委員」を「国家公安委員会委員　金融再生委員会委員」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第　　号）の施行の日から施行する。

（内閣総理大臣等がした処分等に関する経過措置）

第二条　この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、社債等登録法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、臨時金利調整法、証券取引法、公認会計士法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、国民貯蓄債券法、会社更生法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、租税特別措置法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、勤労者財産形成促進法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、通信・放送機構法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律又は特別職の職員の給与に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、社債等登録法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、臨時金利調整法、証券取引法、公認会計士法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、国民貯蓄債券法、会社更生法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、租税特別措置法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、農業協同組合法、臨時金利調整法、証券取引法、公認会計士法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、国民貯蓄債券法、会社更生法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、租税特別措置法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、勤労者財産形成促進法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、通信・放送機構法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律又は特別職の職員の給与に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

（自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　従前の金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会は、金融再生委員会の自動車損害賠償責任保険審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、この法律による改正後の自動車損害賠償保障法第三十五条第一項又は第二項の規定により、金融再生委員会の自動車損害賠償責任保険審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

金融再生委員会設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年九月十一日印刷　平成十年九月十四日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局